

第5次 大網白里市地域福祉活動計画

平成30(2018)年度～平成34(2022)年度

こすもす プラン

～ささえあう 福祉できずく まちづくり～



社会福祉法人
大網白里市社会福祉協議会

大網白里市地域福祉活動計画策定にあたり

大網白里市社会福祉協議会は、住民の皆様を主体として、区長会、民生委員児童委員協議会をはじめとした社会福祉団体、ボランティア、行政機関と共に、協働して地域福祉の推進に取り組むため、平成25年度より5年間は、第4次大網白里市地域福祉活動計画「こすもすプラン～セカンドステージ～」をもとに「ささえあう 福祉できずく まちづくり」をスローガンとして、地域福祉の推進に向け活動を展開してまいりました。



この度、現計画の最終年度を向かえるにあたり、今後5年間の地域福祉の方向性を見据え、皆様と活動展開する礎となります第5次地域福祉活動計画を策定いたしました。本会が策定する地域福祉活動計画は、大網白里市が策定する大網白里市地域福祉計画と密接な関わりがあることから、両計画の整合性を図り、効果的で実践的な計画の策定を行うため、大網白里市と相互協力のもとに策定いたしました。

国においては、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度が改正され、また、社会福祉法の改正により社会福祉法人のあり方についても検討されております。このような中、大網白里市や本会でも社会・経済状況の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズに対応すべく、住民ひとり一人の問題を、“我が事” “丸ごと” としてとらえ、地域共生社会の実現をめざし、大網白里市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定して地域福祉の充実と推進を図るものです。

今後も本会では、皆様が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、住民の皆様の積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました城西国際大学教授の石田路子委員長をはじめとする計画策定委員の皆様、関係団体の皆様に、心よりお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

平成30年3月

社会福祉法人
大網白里市社会福祉協議会
会長 高山 義 則

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉とは	1
2. 計画の背景と目的	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の策定体制	5
6. 計画の評価と見直し	6

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

1. 地域福祉をめぐる現状	7
2. 社会福祉協議会の現状	31
3. 地域福祉の課題	35

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	41
2. 計画の基本目標	42

第4章 社会福祉協議会の取組み

基本目標1 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち	
（1）広報・啓発活動の充実	44
（2）相談支援体制の充実	46
（3）福祉理解の促進	47
基本目標2 つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち	
（1）市民と行政、団体との協働の推進	49
（2）行政や地域福祉関係団体との連携	51
（3）ボランティア活動等市民参画の促進	52
基本目標3 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち	
（1）地域ぐるみ福祉の推進	54
（2）在宅福祉サービスの推進	57
（3）各種資金貸付の推進	60
（4）施設運営	62

第5章 関連資料	63
----------	----

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉とは

(1) 地域福祉とは

社会福祉法では、地域福祉は「地域における社会福祉」と定義されており、地域住民、行政を含む公私の社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。行政や社会福祉事業者には、公的な福祉サービスを推進するという重要な役割がありますが、多様化する社会問題を全て補うことは困難であり、行政や社会福祉事業者だけでは地域福祉が進まないことも事実です。地域福祉の推進は一方の力だけで進むものではなく、個人・地域社会・行政等が多方面からそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することにより、必要な事業・活動を活発化することで効果を発揮します。

大網白里市社会福祉協議会は、共に支えあい、誰もが安心して暮らせる福祉で築くまちづくりの実現をめざし、地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、公的な福祉サービスを担う行政、社会福祉事業者など多様な人々が、公私協働のもとに活動を展開することで、大網白里市の地域福祉の推進をめざします。

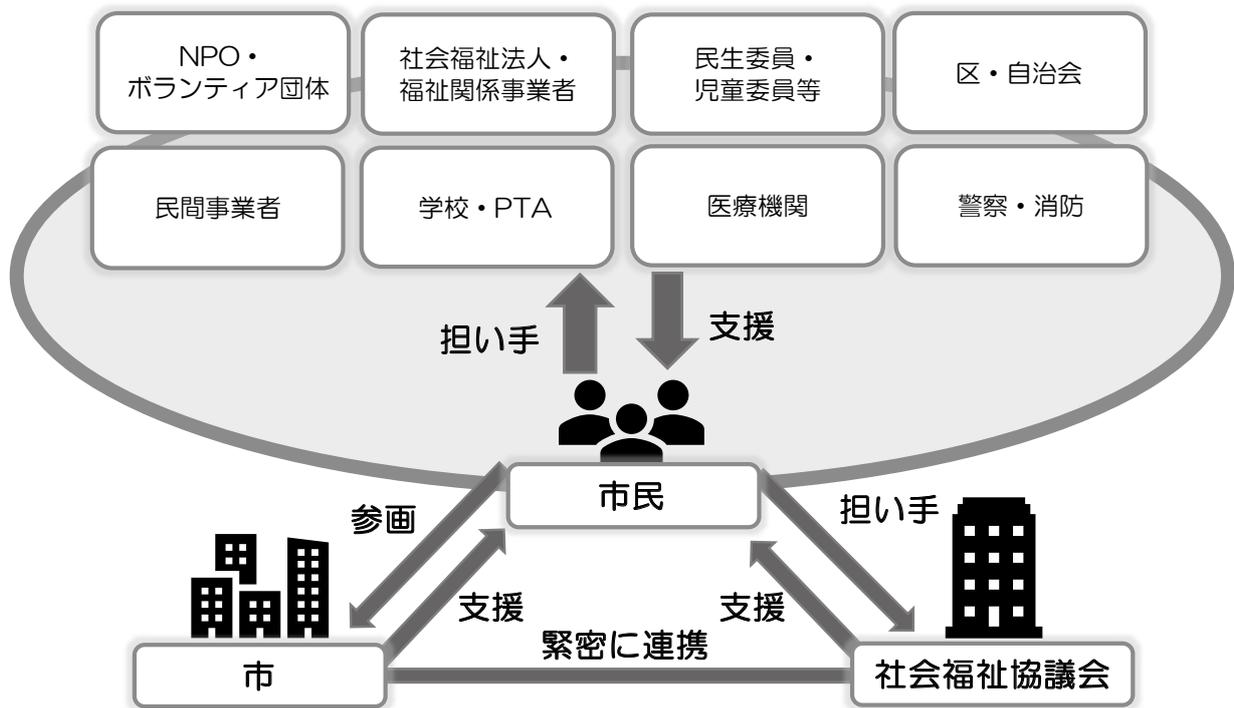
(2) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」や「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」等の事業を行う組織であり、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

大網白里市社会福祉協議会は、支部社協活動、ボランティア活動の支援、福祉施設・福祉関係団体・学校・行政機関とのネットワークづくり、福祉に関する広報啓発、在宅福祉サービス事業等の様々な活動を行っています。

しかしながら、市民アンケート調査の結果を見ても、その認知度は十分とは言えません。地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置づけられた社会福祉協議会は、その特性を活かしながら、市民のニーズを確実にとらえ、地域福祉の担い手として重要な機能を果たしながら、組織や活動について市民の皆さんに理解、協力いただけるよう、より一層努めて参ります。

■ 社会福祉協議会の役割



(3) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や関係機関・団体などが協力し役割分担のもとに、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決をめざすことを目的とした活動・行動計画です。

また、地域住民の立場、民間の立場でどこまで役割を担えるかを明確にするとともに、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画として位置付けられるものです。

2. 計画の背景と目的

近年、プライバシー意識の高まり等から住民の関係が希薄化し、住民間の関係構築も困難になっていると考えられているのに加え、高齢者のひとり暮らしや老老介護、少子化等様々な社会問題が混在し、ニーズも多様化しています。しかし、地域の中で個が強まる一方で、近年多発する自然災害からの避難や救出、刑犯罪防止等、命を守る安全を支えるものは、地域の連帯感であるとも考えられています。

これらの問題に対処していくために、国では様々な計画を策定していますが、持続可能な社会・制度実現のためには、市民一人ひとりが参加する「地域共生社会」の実現の必要があります。地域共生社会とは、立場や年齢、障がいの有無等の垣根を越えて、住民一人ひとりが主体性を持ち、誰もが安心して生活できる、互いに支えあう社会です。

現計画は、市内の地域福祉関係者が参加し、「大網白里市地域福祉活動計画（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）」として、緊急時に備えた住民ネットワークの構築や障がい者・高齢者・子育てサロンの開催又は充実など、さまざまな取組みを推進してきました。この計画が平成29(2017)年度で終了することから、これまでの取組みの成果と課題をふまえ、新たな計画を策定しました。

3. 計画の期間

この計画の期間は平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

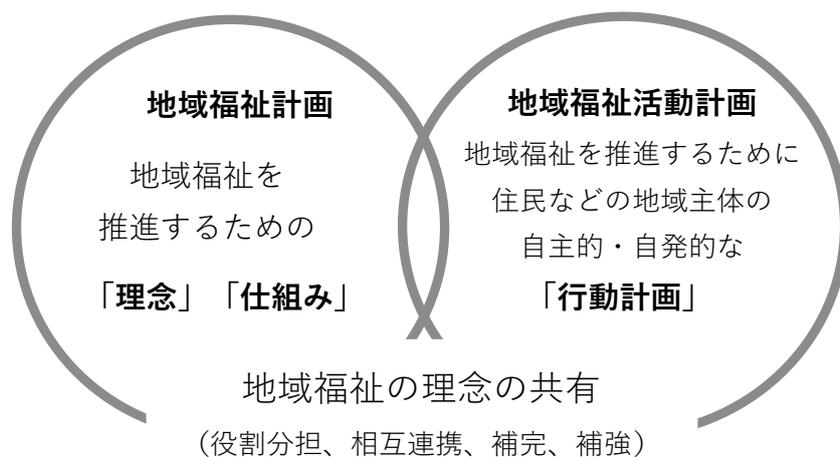
■ 計画の期間

平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度
第4次地域福祉活動計画 平成25(2013)年度～平成29(2017)年度					第5次地域福祉活動計画 平成30(2018)年度～平成34(2022)年度				
									
第2次大網白里市地域福祉計画 平成25(2013)年度～平成29(2017)年度					第3次大網白里市地域福祉計画 平成30(2018)年度～平成39(2027)年度				
大網白里市第5次総合計画 前期：平成23(2011)年度～平成27(2015)年度 後期：平成28(2016)年度～平成32(2020)年度									

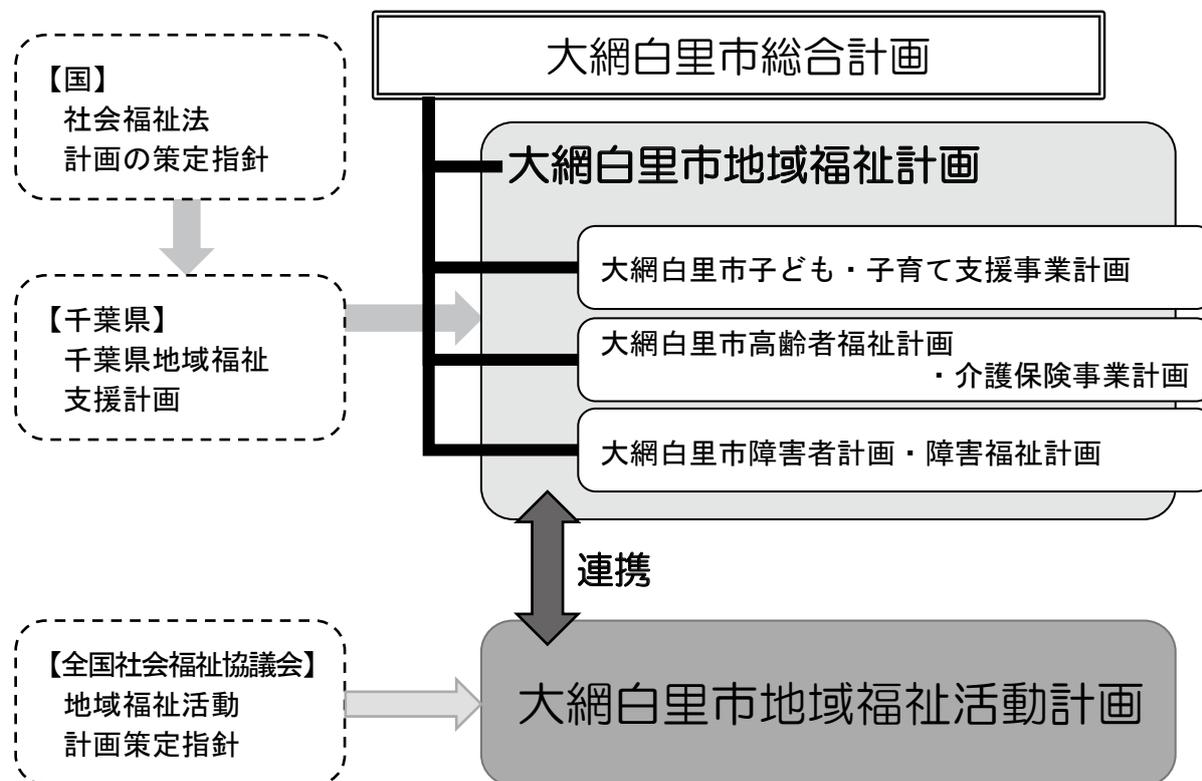
4. 計画の位置づけ

この計画は、「大網白里市第5次総合計画」を上位計画とした「大網白里市地域福祉計画」と、地域福祉の理念を共有し連携した活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と、地域住民をはじめとする地域のさまざまな活動主体の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」が相互に連携し、地域福祉を推進していきます。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画



■ 計画の位置付け

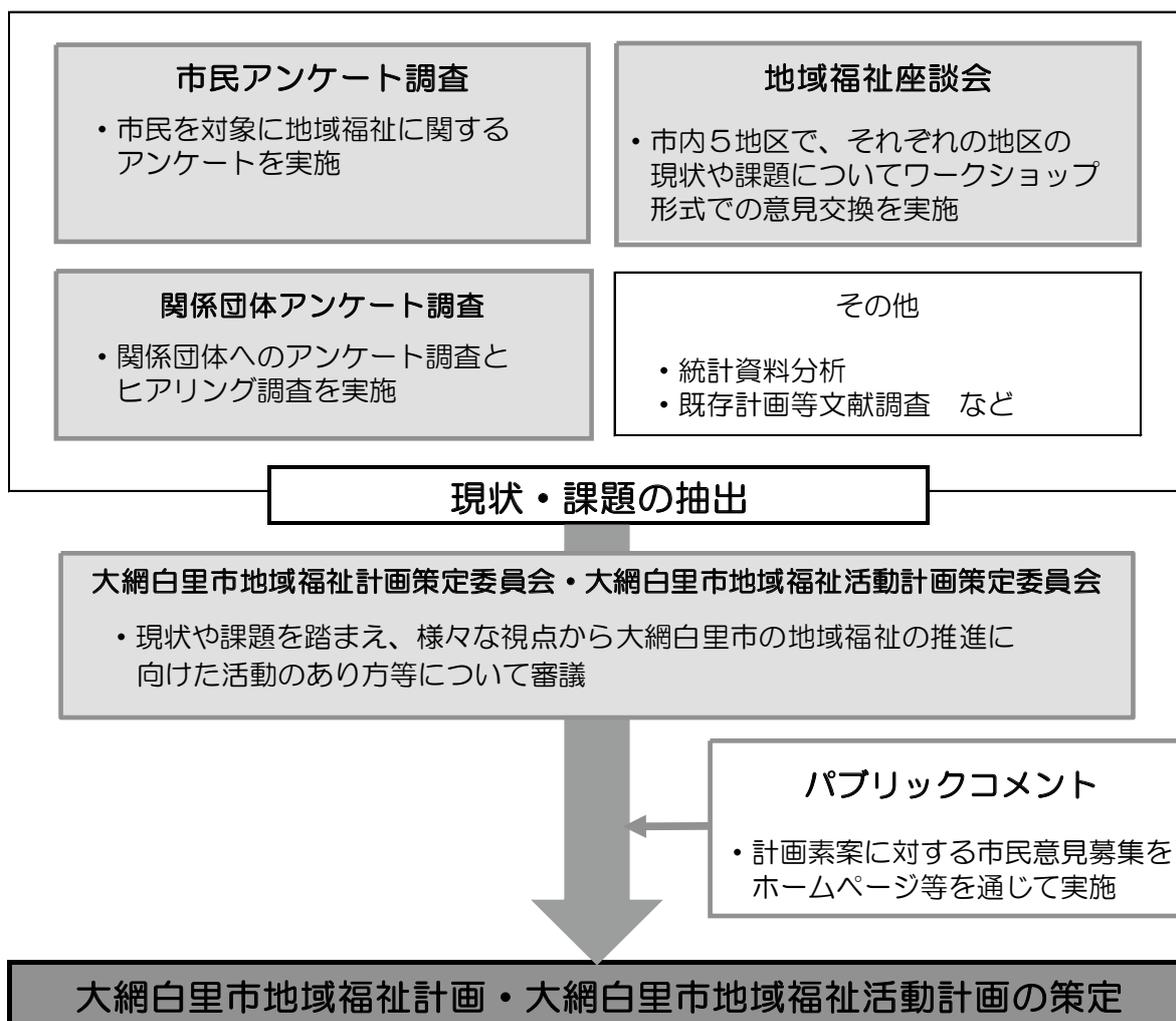


5. 計画の策定体制

大網白里市地域福祉活動計画は、同時期に市が策定する大網白里市地域福祉計画と密接な関わりがあります。これらの整合性を図ることにより、効果的で実践的な地域福祉の推進を実現するため、両計画の策定にあたり、地域住民・ボランティア・住民組織関係者・福祉関係者・福祉関係団体・企業関係者・学識経験者・社会福祉協議会支部・行政の委員からなる、「大網白里市地域福祉計画策定委員会・大網白里市地域福祉活動計画策定委員会」を同一の委員で組織し、市と社会福祉協議会の相互協力のもと策定作業を進めました。

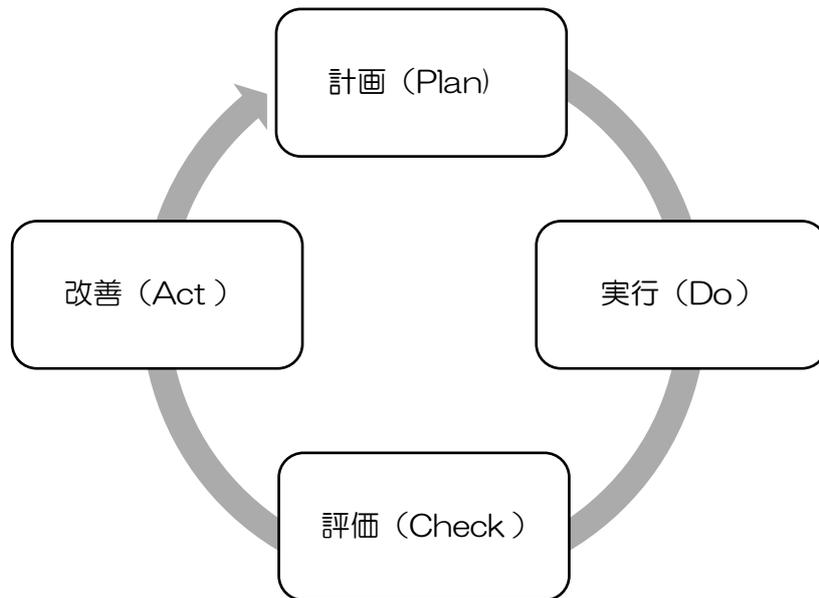
両計画策定委員が中心となり、地域の現状や課題についての話しあいや計画の構成・内容等の検討を行いました。

また、市民アンケートや関係団体アンケート、市内5地区での地域福祉座談会などを行い、地域住民の福祉意識や課題の把握に努めました。



6. 計画の評価と見直し

この計画の進捗管理は、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していく PDCA サイクルで行います。各取り組みの実施状況や、地域住民、関係者・関係団体などの意見を社会福祉協議会が定期的に取りまとめ、その報告に基づいて「地域福祉活動計画推進委員会」の場で進捗評価を行い、必要に応じて取り組みの改善を図っていきます。



第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

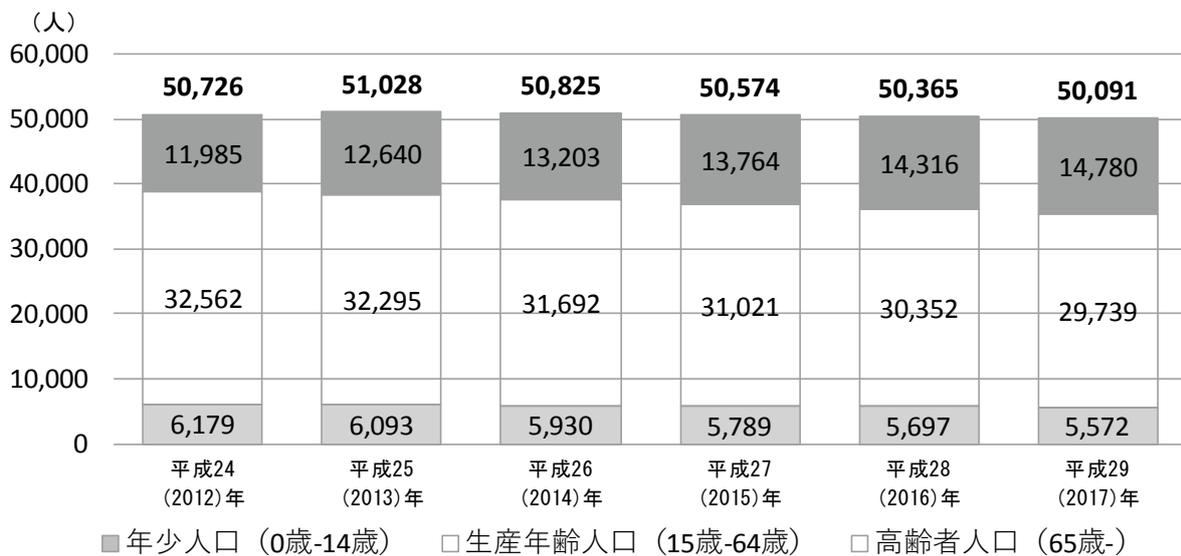
1. 地域福祉をめぐる現状

(1) 大網白里市の現況

① 人口の推移

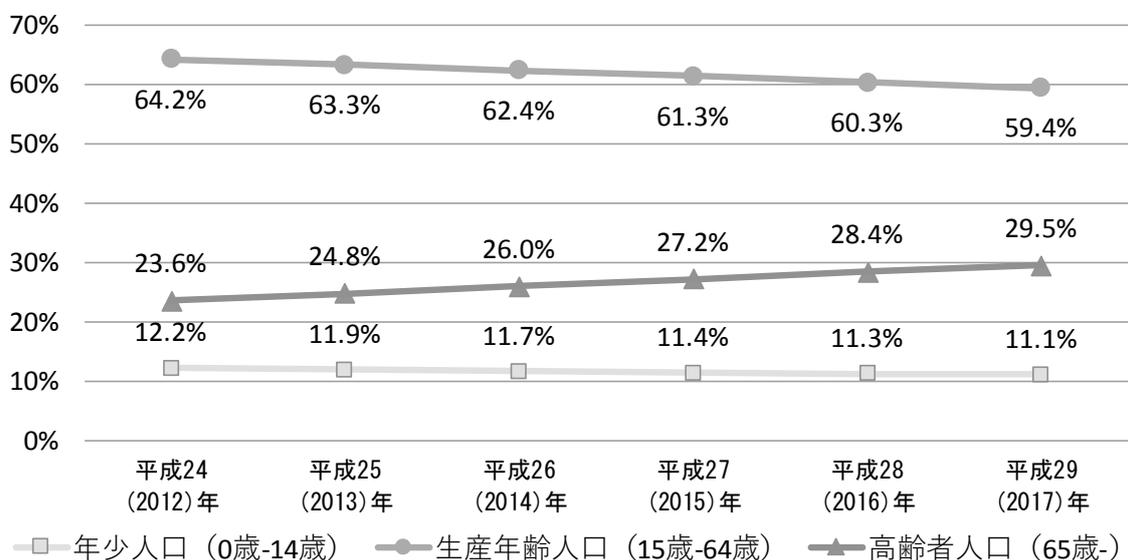
平成29(2017)年の人口は、50,091人です。全国的な傾向と同様、本市でも高齢者人口の増加及び年少人口と生産年齢人口は減少が進んでおり、特に、高齢者人口の割合は、平成24(2012)年から5年の間に23.6%から29.5%と5.9%増加しています。

■ 人口構成の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

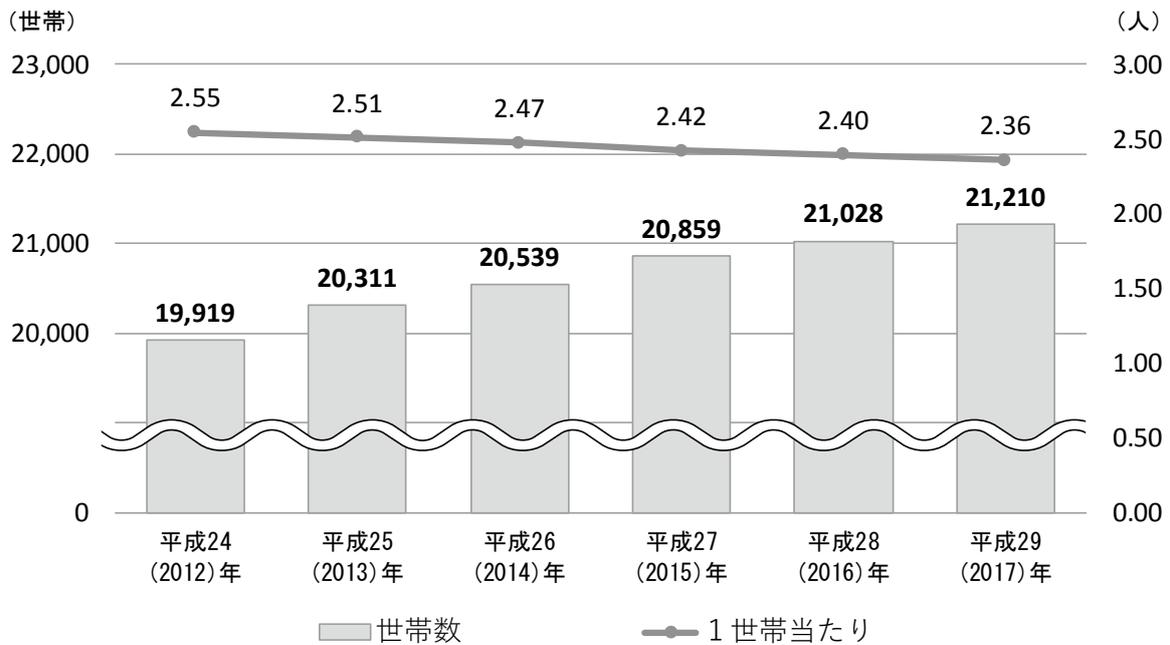
■ 人口割合



② 世帯の推移

平成 29(2017) 年の世帯数は、21,210 世帯です。人口減少に対して、世帯数の増加が進んでおり、1 世帯あたりの世帯人数は平成 24(2012) 年から 5 年の間に 2.55 人から 2.36 人と 0.19 人減少しています。

■ 世帯数及び世帯人数



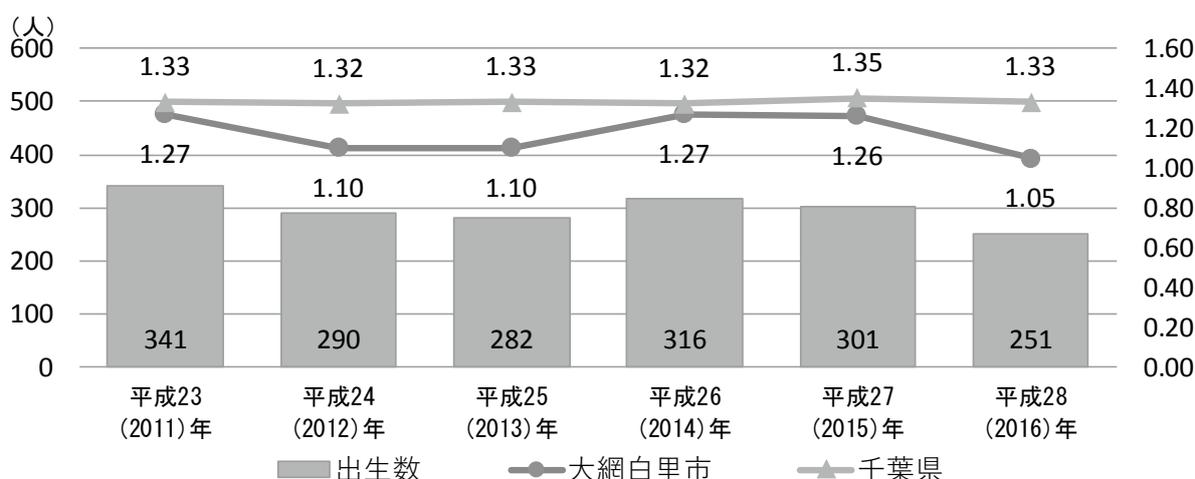
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

③ 子どもの状況

合計特殊出生率は、平成 28(2016) 年の県の平均 1.33 を 0.28 ポイント下回った 1.05 になっています。平成 26(2014) 年・平成 27(2015) 年に回復がみられたものの、平成 28(2016) 年は大きく落ち込んでいます。

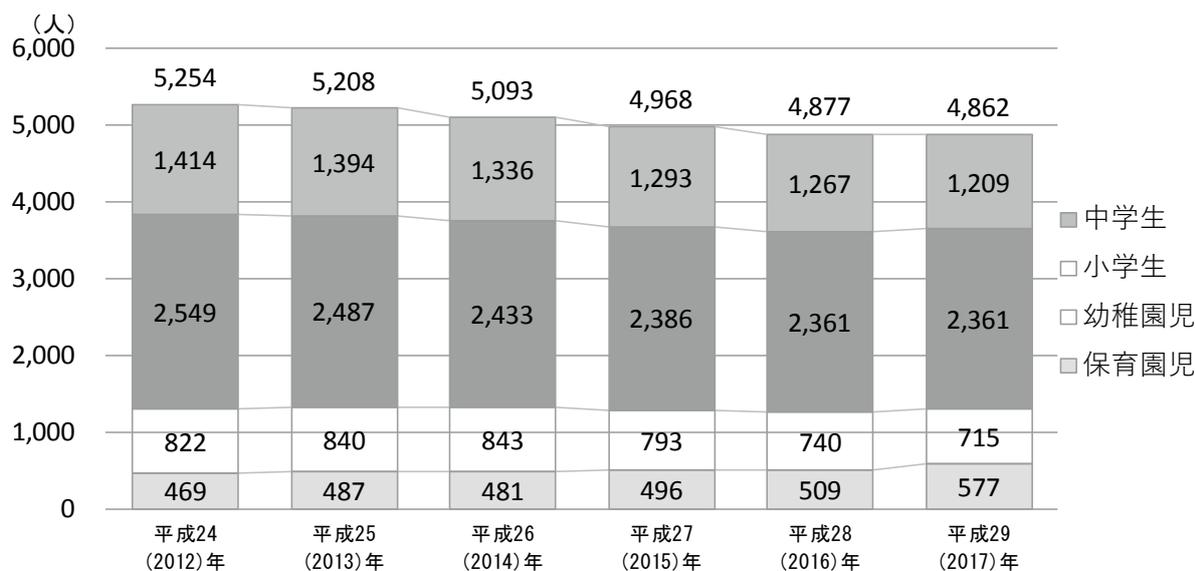
人口の推移と同様に、児童数も全体的に減少傾向になっています。しかし、保育園児に関しては微増しています。

■ 出生数と合計特殊出生率



資料：千葉県健康福祉部

■ 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生数



資料：保育園児 大網白里市子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）
幼稚園児・小学生・中学生 学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

④ 障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数（身体障がい）については、平成 24(2012) 年の 1,377 人から平成 29(2017) 年の 1,548 人へと増加傾向となっています。

療育手帳所持者数（知的障がい）についても、平成 24(2012) 年の 326 人から平成 29(2017) 年の 379 人へと増加傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障がい）についても、平成 24(2012) 年の 206 人から平成 29(2017) 年の 290 人へと増加傾向となっています。

■ 障害者手帳等保持者数

		平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年
身体障害者手帳所持者 (身体障がい)		1,377	1,380	1,575	1,382	1,450	1,548
年齢別	18 歳未満	29	28	29	32	32	35
	18 歳以上	1,348	1,352	1,546	1,350	1,418	1,513
等級別	1 級	167	457	525	417	452	474
	2 級	256	258	270	258	264	284
	3 級	213	217	250	245	254	264
	4 級	305	315	373	334	351	366
	5 級	68	64	80	65	65	90
	6 級	68	69	77	63	64	70
療育手帳所持者 (知的障がい)		326	338	342	323	366	379
年齢別	18 歳未満	120	112	106	96	113	90
	18 歳以上	206	226	236	227	253	289
等級別	軽度	109	114	117	113	133	137
	中度	84	90	82	69	90	96
	重度	103	111	123	122	130	132
精神障害者保健福祉手帳所持者 (精神障がい)		206	223	229	248	274	290
等級別	1 級	31	31	31	31	42	50
	2 級	129	149	158	168	180	185
	3 級	46	43	40	49	52	55

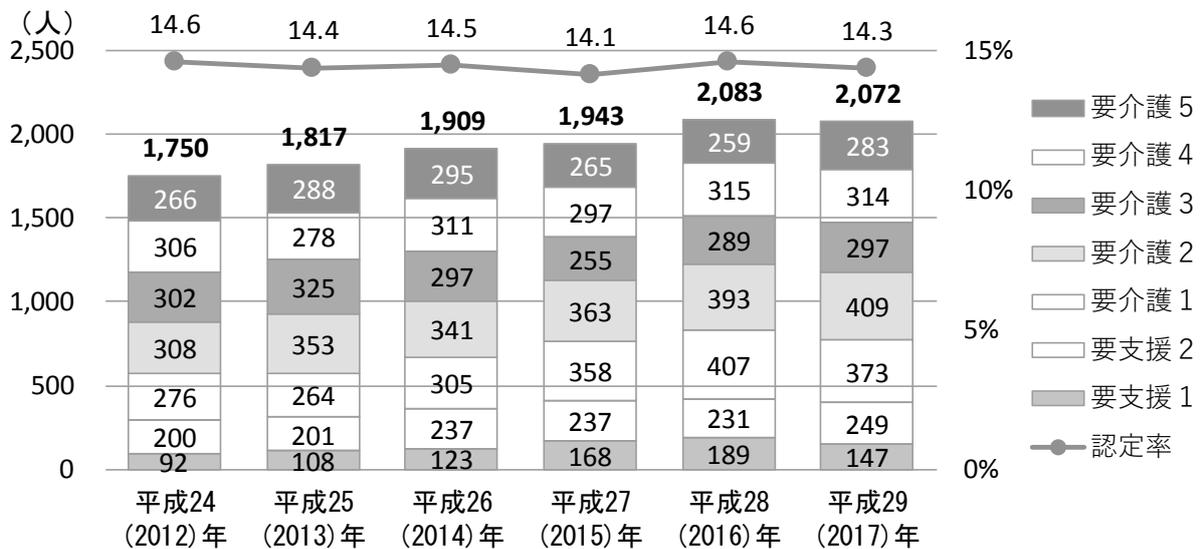
資料：大網白里市社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

⑤ 高齢者の状況

高齢者人口の増加に伴い、介護認定者数も増加しています。平成 28(2016) 年には 2,000 人を超え、平成 29(2017) 年では、2,072 人になっています。5 年前の平成 24(2012) 年と比べると 322 人増加しています。

これらと同様に、高齢者のひとり暮らし世帯・高齢夫婦世帯も増加しています。平成 27(2015) 年の国勢調査によると世帯数に対し、14.2%が高齢者夫婦世帯、10.3%が高齢者ひとり暮らし世帯になっています。

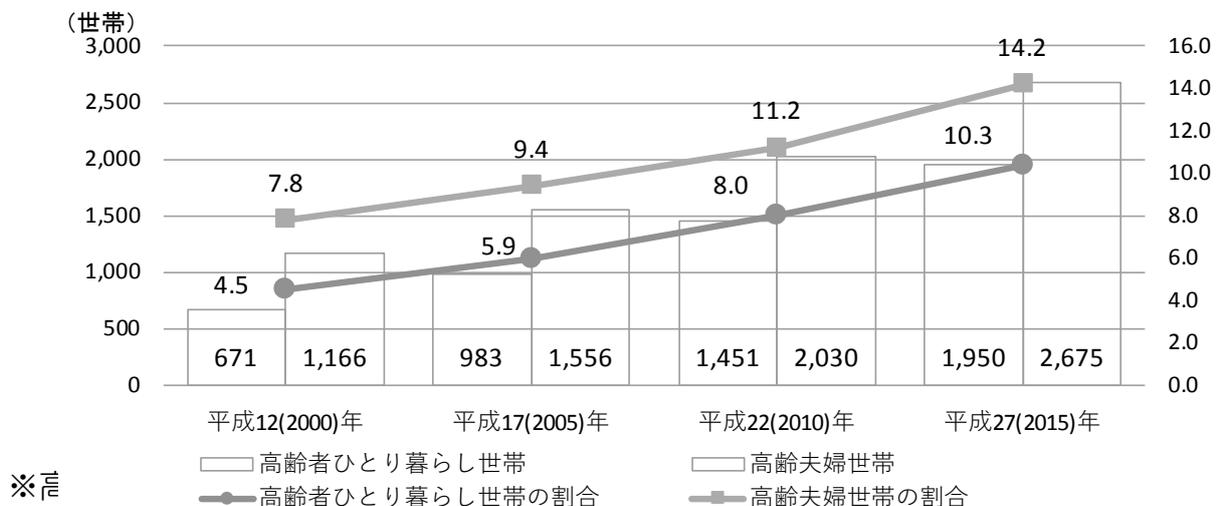
■ 介護認定者数



※認定率…要支援・要介護認定者数を65歳以上人口で除した値

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（各年4月1日現在）

■ 高齢者ひとり暮らし世帯と高齢夫婦世帯の推移と割合



※注

※高齢夫婦世帯…夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑥ 生活保護の状況

生活保護被保護世帯数は平成 24(2012) 年の 209 世帯から、平成 28(2016) 年度では 251 世帯と増加傾向にあります。

■ 生活保護法による保護状況（各年度間月平均）

	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	
被保護世帯数	209	215	226	230	251	
被保護人員	258	267	286	284	310	
扶 助 人 員	生活扶助	227	240	262	256	282
	住宅扶助	159	168	175	173	198
	教育扶助	10	9	10	7	11
	医療扶助	236	233	248	247	272
	介護扶助	53	55	61	64	72
	その他の扶助	3	5	7	7	10

資料：大網白里市社会福祉課

⑦ 身近な犯罪発生の状況

身近な刑法犯の発生状況については、平成 23(2011) 年の 682 件から減少し、平成 28(2016) 年では 354 件となっています。

■ 身近な刑法犯の発生状況

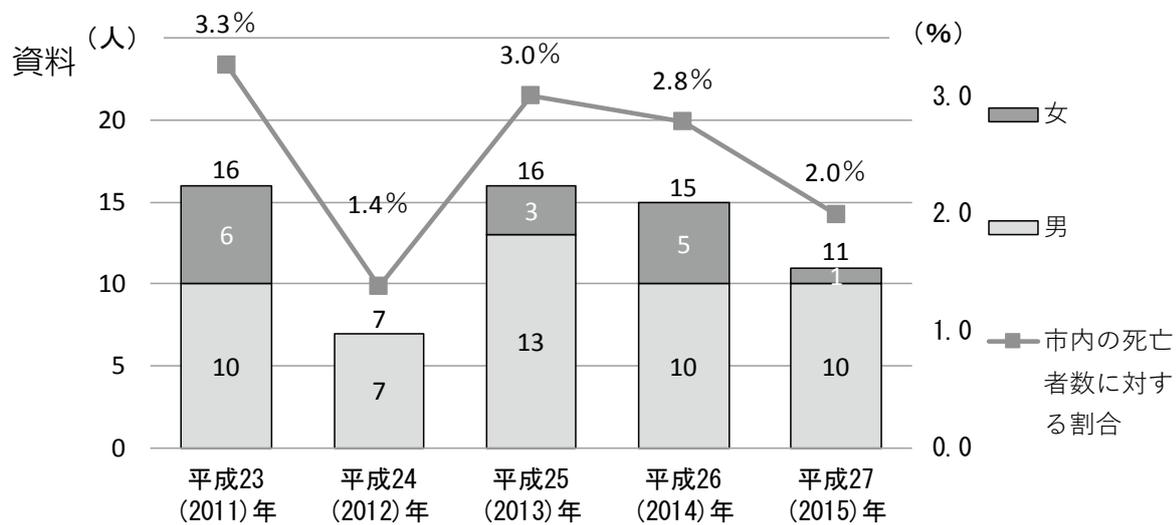
	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年
空き巣	35	31	15	37	19	26
忍び込み	28	12	17	21	25	5
その他侵入盗	21	33	17	14	13	19
車上ねらい	69	52	72	54	23	21
自動車盗	19	15	23	16	5	8
オートバイ盗	54	33	28	18	20	9
自転車盗	124	93	45	62	51	53
非侵入盗その他	144	154	158	99	86	71
総数	682	617	574	471	448	354

資料：千葉県警察

⑧ 自殺者の状況

自殺者については、平成 24(2012) 年に減少したものの、平成 25(2013) 年に増加し、以降は減少傾向となっています。

■ 男女別自殺者数の推移



(2) アンケート調査結果の概要

① アンケート調査の内容

本計画の策定に向けて、市内の地域福祉の状況を把握するため、アンケート調査（以下「市民アンケート」）を実施しました。

調査対象	20歳以上の大網白里市民		
調査期間	平成29(2017)年9月1日～平成29(2017)年9月18日		
回収結果	配布数：2,000	有効回収数：814	有効回収率：40.7%

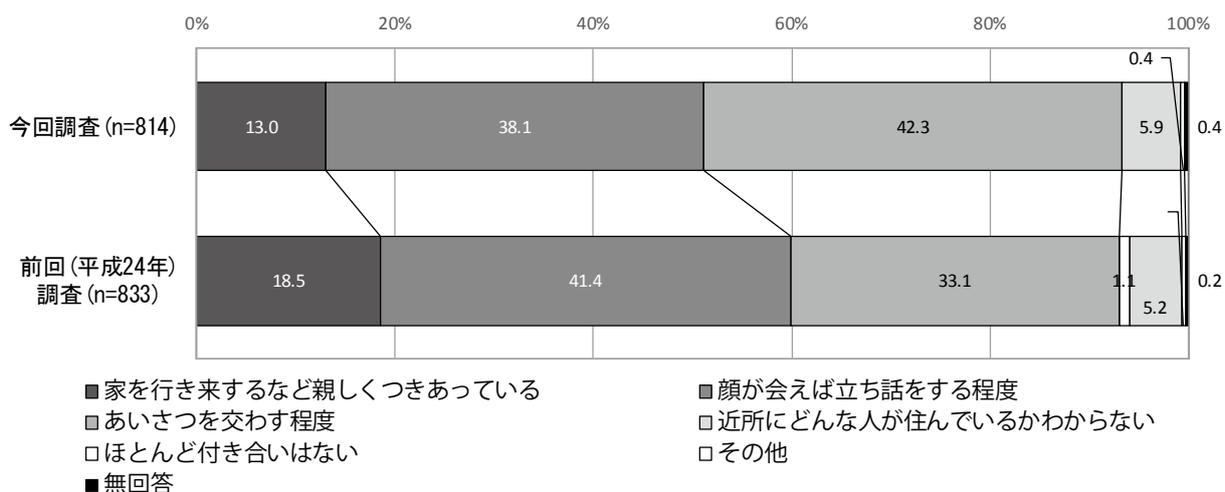
② アンケート調査結果より

調査結果から見える主な事項は次のとおりです。

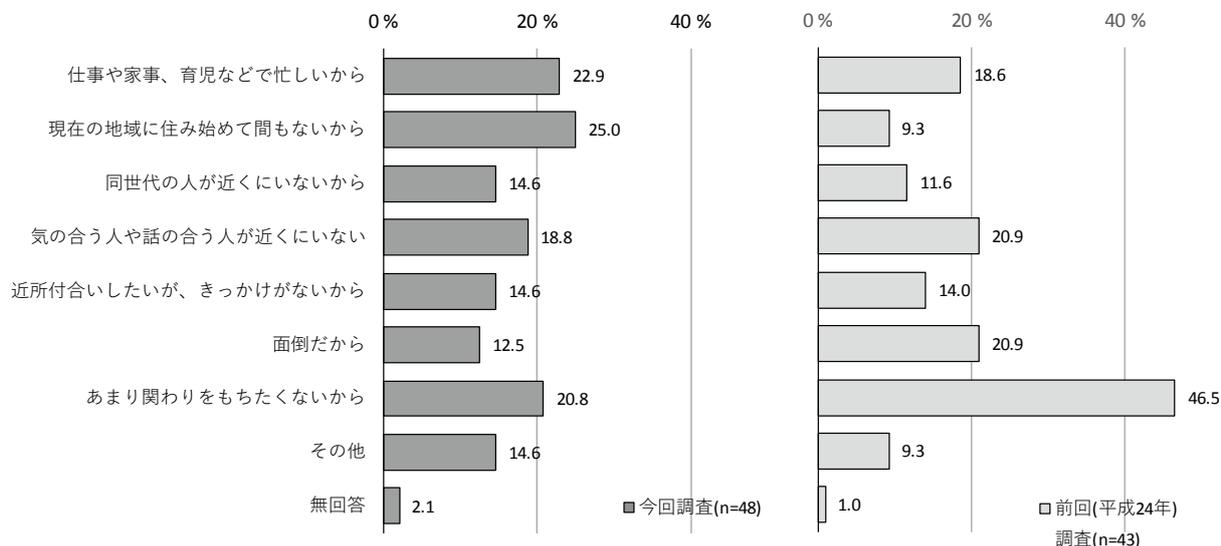
I ご近所づきあいについて

ご近所づきあいについて、「あいさつを交わす程度」が42.3%と最も多く、その次に「顔が会えば立ち話をする程度」が38.1%、「家を行き来するなど親しくつきあっている」が13.0%と続いています。

前回の調査結果と比較すると、「家を行き来するなど親しくつきあっている」が18.5%から13.0%減少している一方、「あいさつを交わす程度」が33.1%から42.3%と増加しており、ご近所づきあいの頻度が減っていることがわかります。



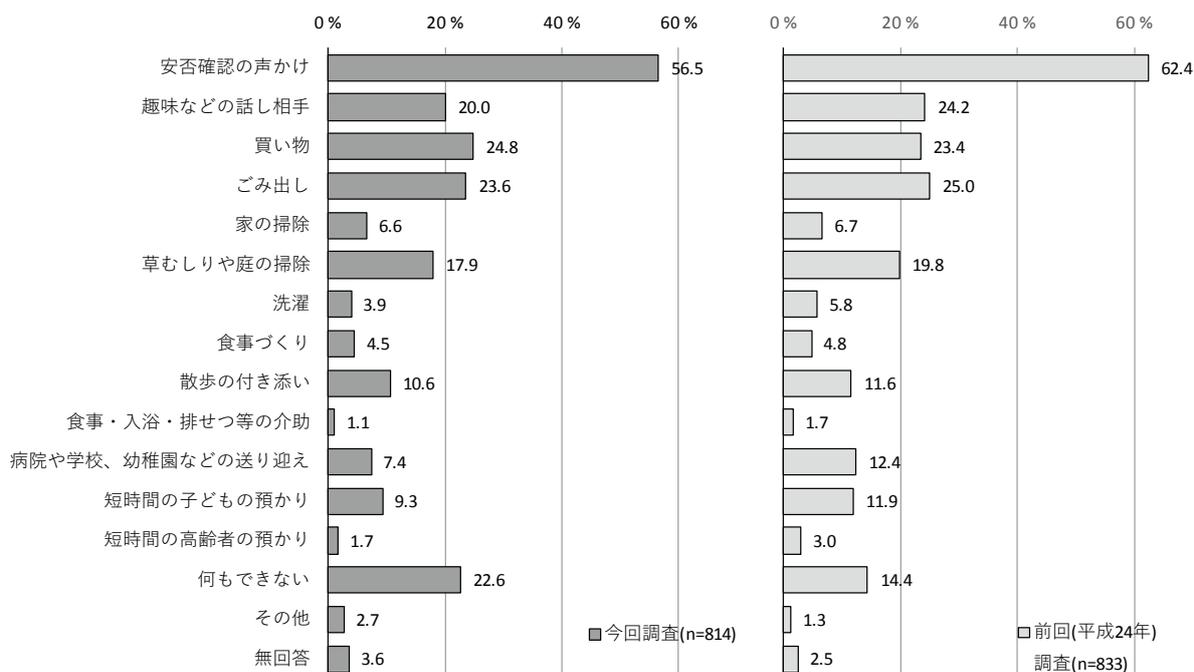
また、「近所づきあいをほとんどしてない」理由について、前回調査では「あまり関わりをもちたくないから」が46.5%と最も多かったが、今回調査では、「現在の地域に住み始めて間もないから」が25.0%と最も多く、次いで「仕事や家事、育児などで忙しいから」が22.9%となっています。



II 地域の中で自分ができること

地域の中で自分ができることについて、「安否確認の声かけ」が56.5%と最も多く、次いで「買い物」が24.8%、「ゴミ出し」が23.6%と続いています。

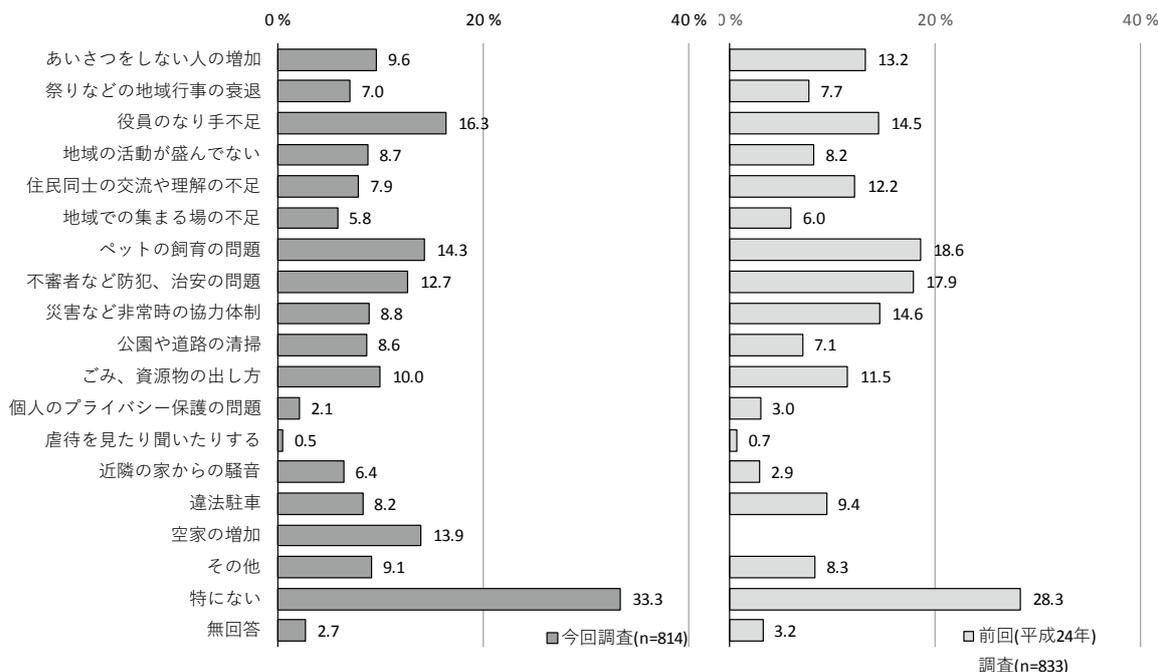
前回調査結果と比較すると、「何もできない」が14.4%から22.6%と増加しています。



Ⅲ 地域の中で困っていること

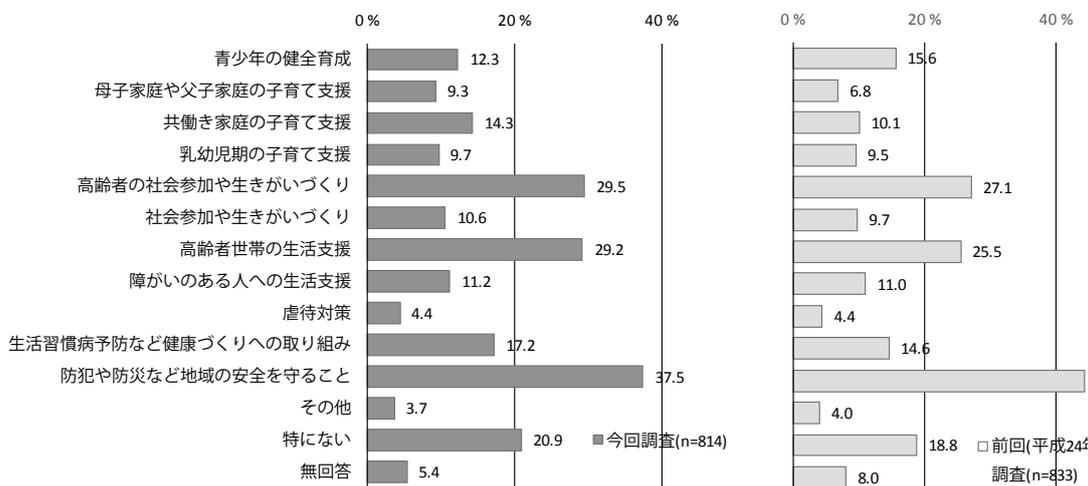
地域の中で困っていることについては、「特にない」が33.3%で最も多く、次いで「役員のなり手不足」が16.3%、「ペットの飼育の問題」が14.3%、「空家の増加」が13.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、「特にない」、「役員のなり手不足」、「地域活動が盛んでない」「公園や道路の清掃」、「近隣の家からの騒音」が増加しています。



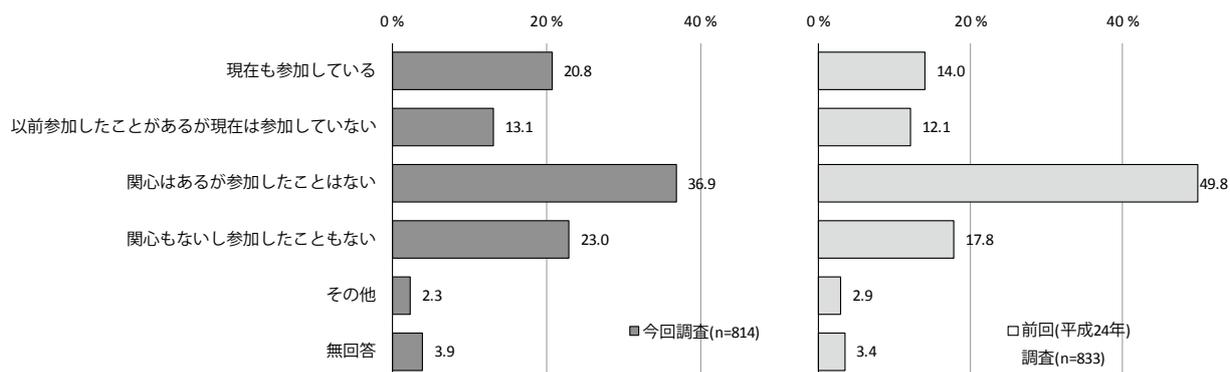
Ⅳ 地域住民が取り組むべき課題や問題

地域住民が取り組むべき課題や問題について、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が37.5%と最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生がづくり」が29.5%、「高齢者世帯の生活支援」が29.2%となっており、前回調査結果の上位順位から大きな変化はありません。

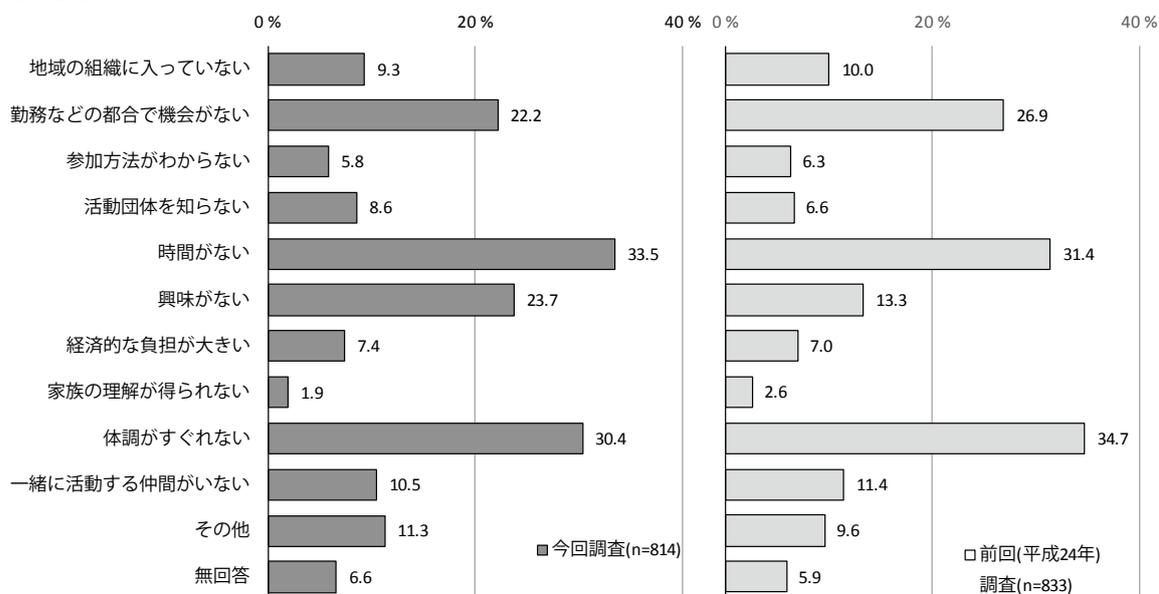


V ボランティア活動について

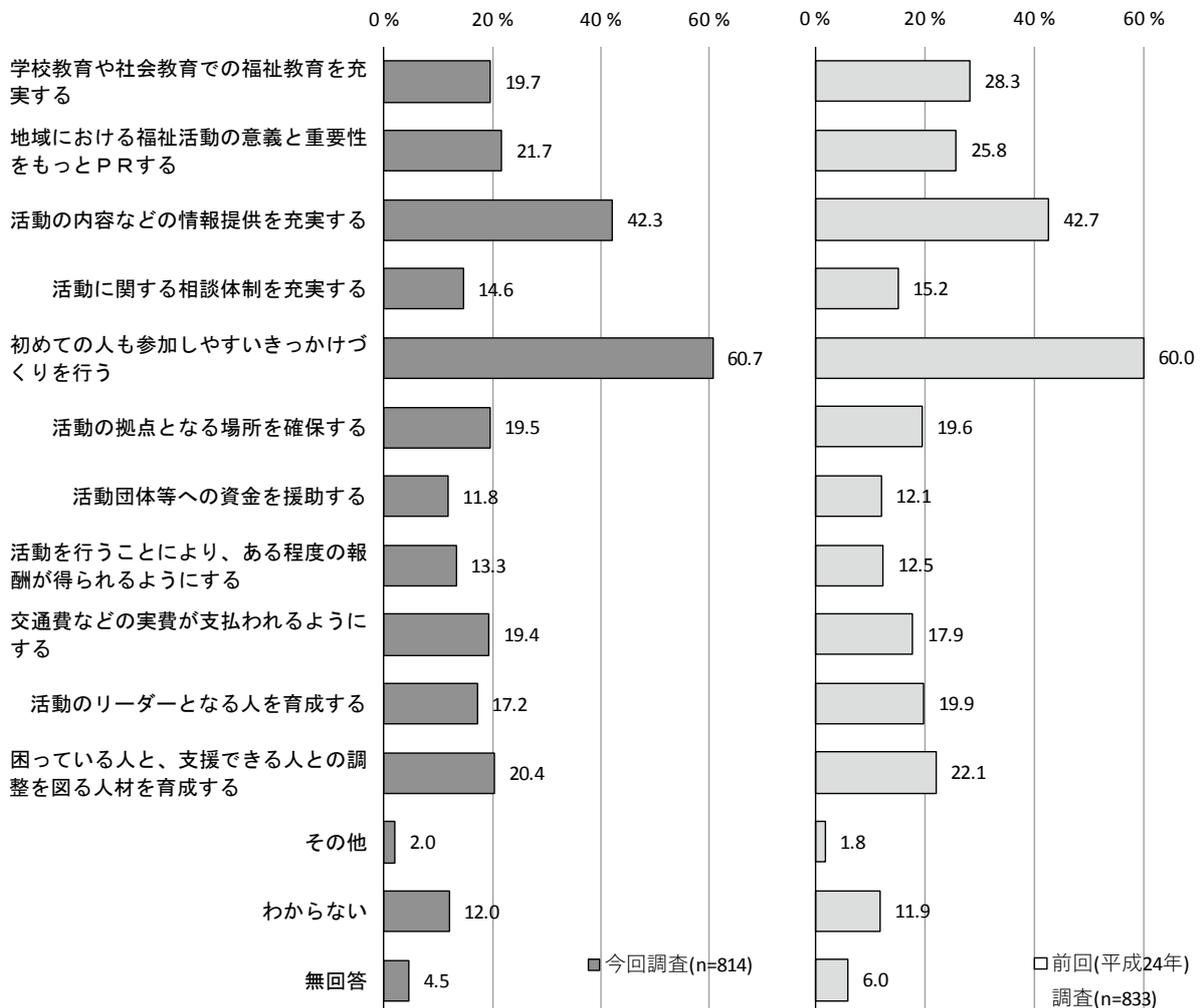
地域活動やボランティア活動に取り組んでいるかについては、「関心はあるが参加したことはない」が36.9%と最も多く、次いで「関心もないし参加したこともない」が23.0%となっています。前回調査結果と比べると、「関心はあるが参加したことはない」が12.9ポイント下がっていますが、「関心もないし参加したこともない」が5.2ポイント高くなっています。



地域活動やボランティア活動に参加したくない・参加できない理由としては、「時間がない」が33.5%で最も多く、次いで、「体調がすぐれない」が30.4%となっています。前回調査結果と比べると「興味がない」が13.3%から23.7%と最も増加しています。

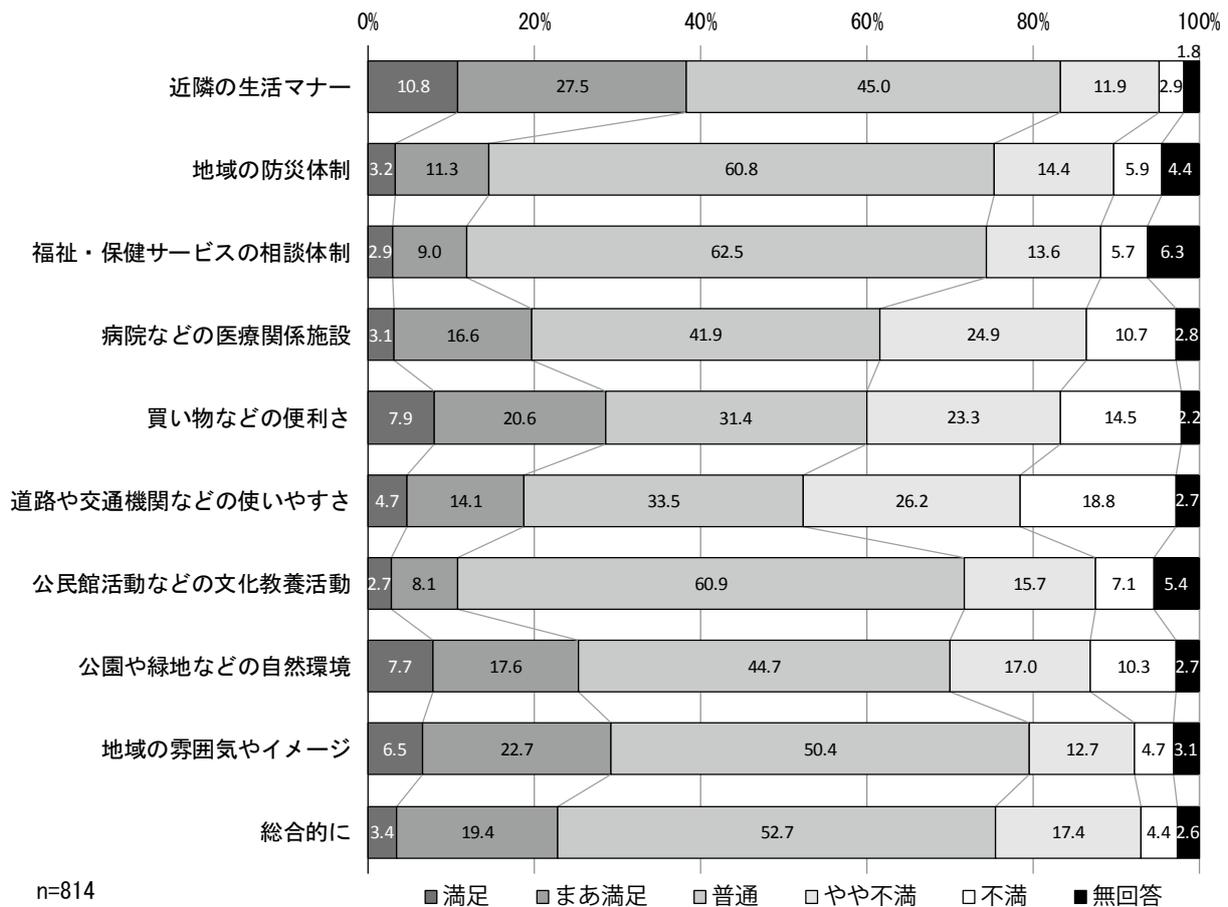


地域活動やボランティア活動、住民同士の支えあいなどを活発にするために重要なことは、「初めての人も参加しやすいきっかけづくりを行う」が60.7%と最も多く、次いで「活動の内容など情報提供を充実する」が42.3%となっています。



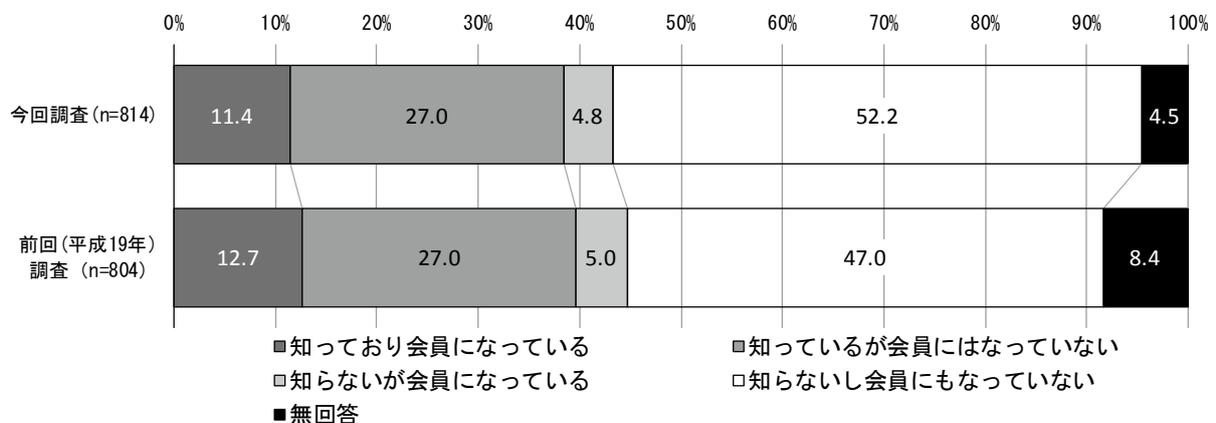
VI 地域の満足度

地域の満足度について、すべての項目において「普通」が最も多くなっていますが、『満足』（「満足」＋「まあ満足」）では、「近隣の生活マナー」が38.5%と最も多くなっています。一方、『不満』（「やや不満」＋「不満」）については、「道路や交通機関などの使いやすさ」が45.0%と最も多く、次いで「買い物などの便利さ」が37.8%、「病院などの医療関係施設」が35.6%と続いています。

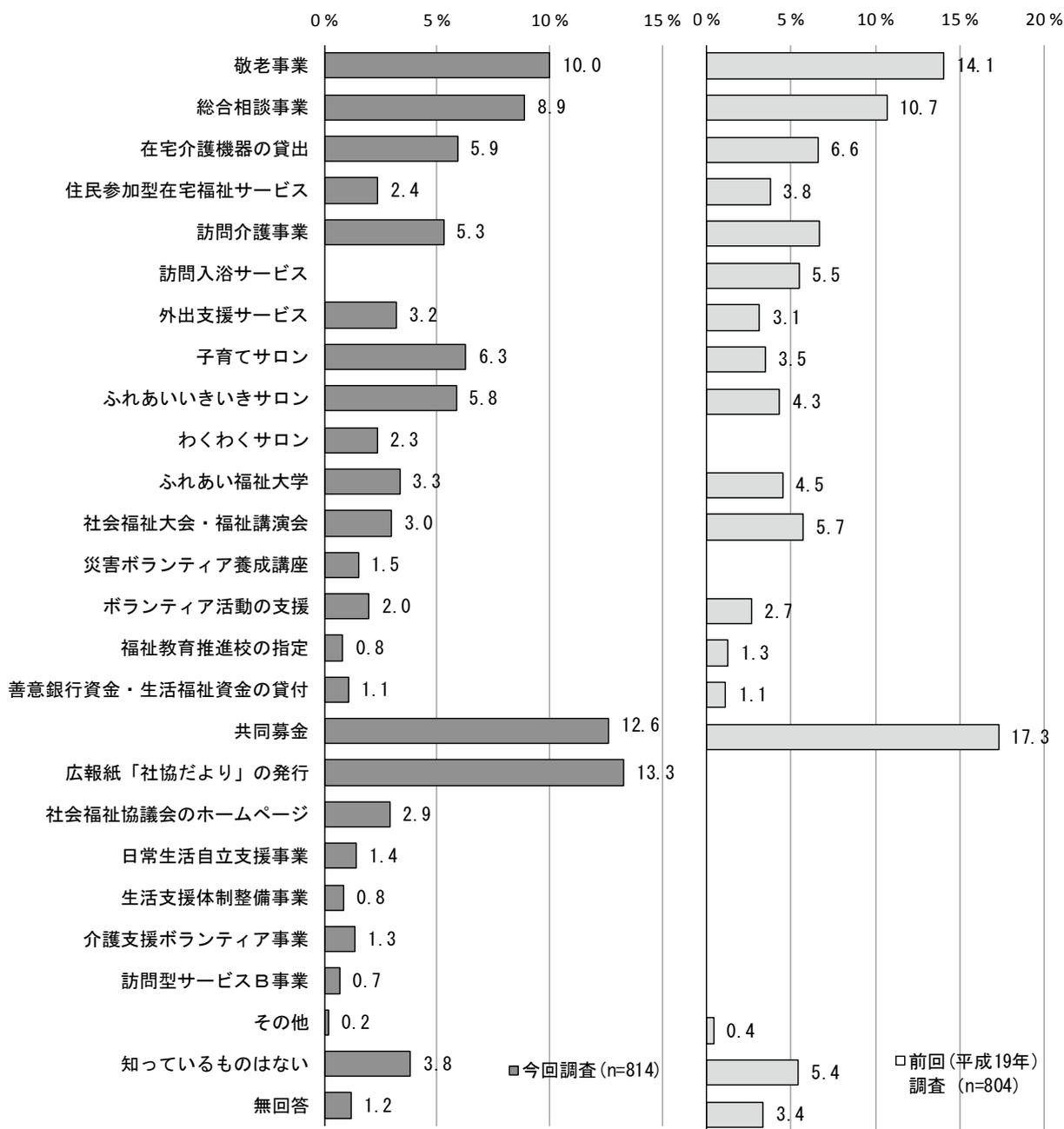


VII 社会福祉協議会について

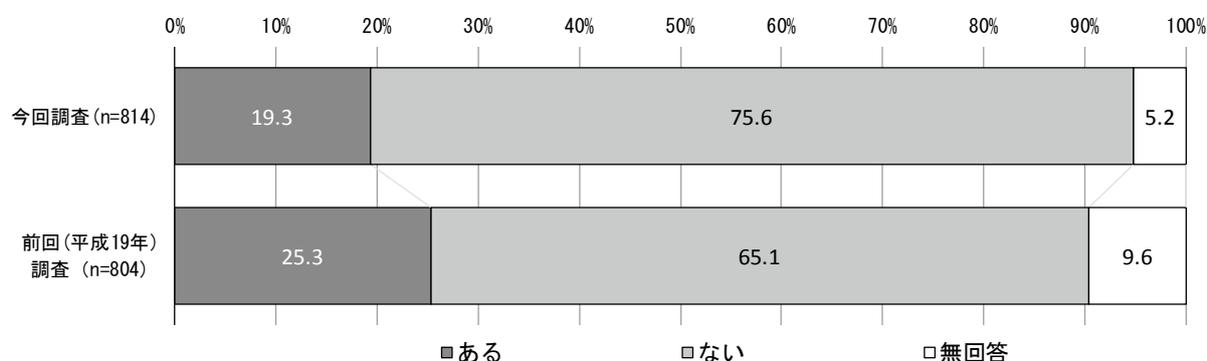
社会福祉協議会の事業が住民の会費などで運営されていることの認知度については、「知らないし、会員にもなっていない」が52.2%と最も多く、次いで「知っているが、会員になっていない」が27.0%となっています。社会福祉協議会の運営体制について、理解が浸透していないことがわかります。



大網白里市社会福祉協議会の活動の認知度については、「広報紙「社協だより」の発行」が13.3%と最も多く、次いで「共同募金」が12.6%となっています。

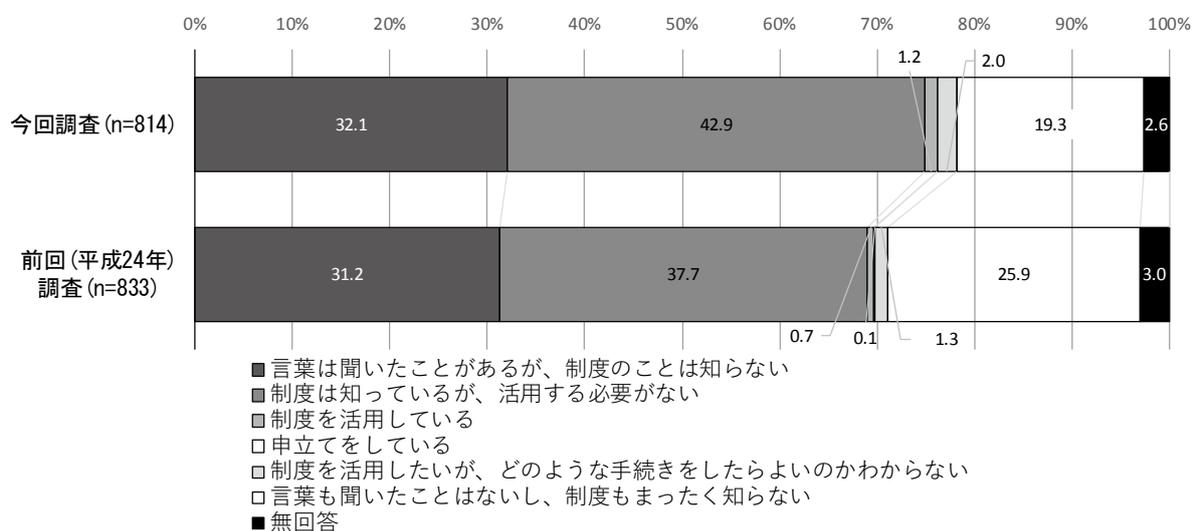


社会福祉協議会が行う事業やサービスを利用したり参加したりしたことがあるかについては、「ない」が75.6%で、「ある」を大幅に上回っています。前回のアンケート調査結果と比べて、「ない」が10.5ポイント高くなっています。



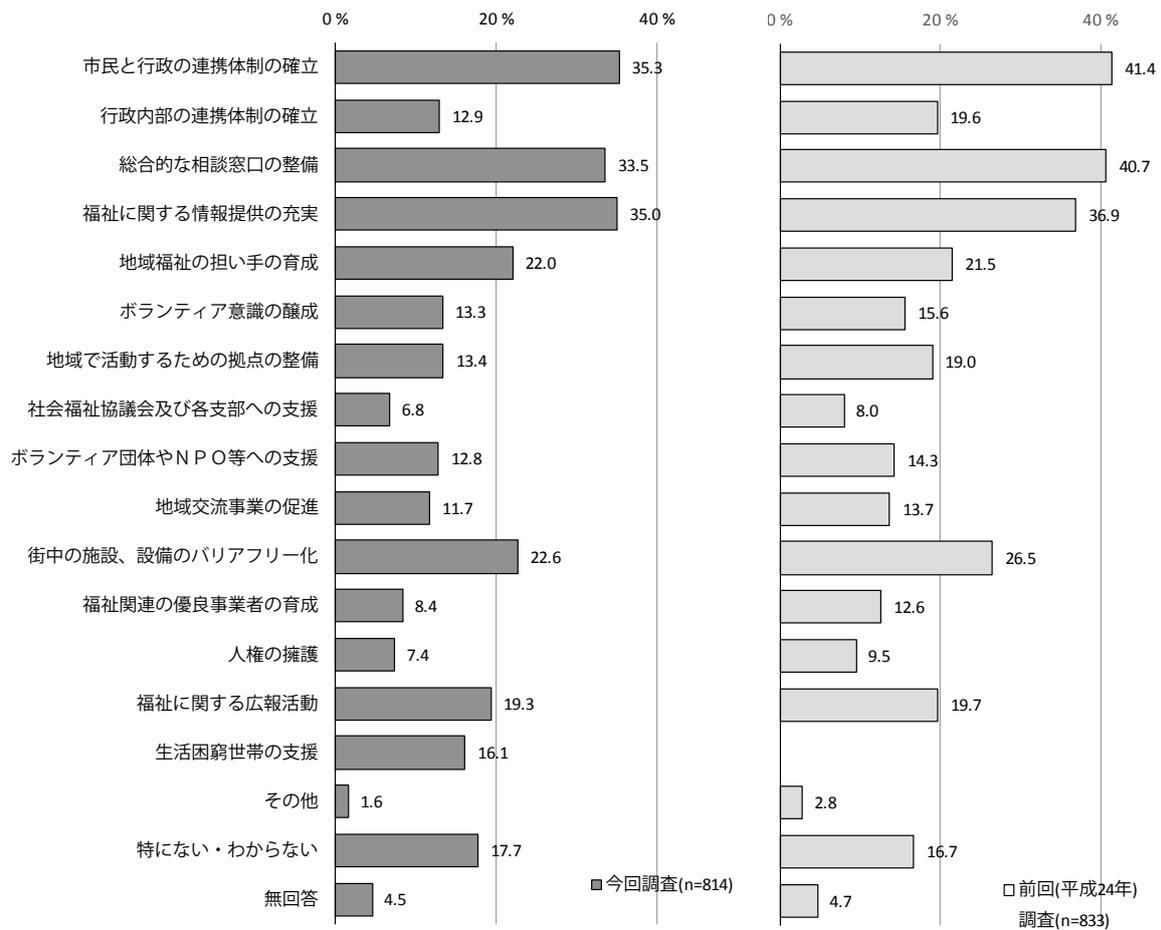
VIII 成年後見制度について

成年後見制度について知っているかについては、「制度は知っているが、活用する必要がない」が42.9%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が32.1%となっています。前回に比べ今回は「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」は6.6ポイント下がっています。



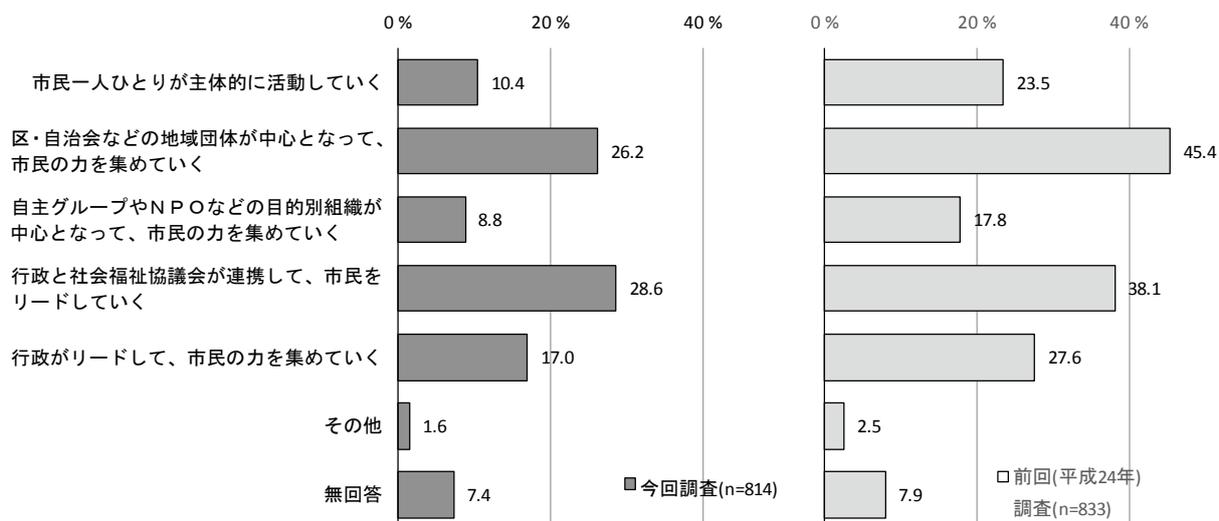
Ⅸ 地域福祉について

地域福祉を進めていくのに、どのようなことに力を入れるべきと考えるかについては、「市民と行政の連携体制の確立」が35.3%と最も多く、次いで「福祉に関する情報提供の充実」が35.0%、「総合的な相談窓口の整備」が33.5%となっています。上位は前回と同様になっています。



支えあって暮らしやすいまちづくりを進めるために、どのような協働のあり方が望ましいかについては、「行政と社会福祉協議会が連携して、市民をリードしていく」が28.6%と最も多く、次いで「区・自治会などの地域団体が中心となって市民の力を集めていく」が26.2%となっています。

前回は、「区・自治会などの地域団体が中心となって市民の力を集めていく」が最も高く、次いで「行政と社会福祉協議会が連携して、市民をリードしていく」でした。



※今回調査では単一回答で、合計は100となるが、前回調査では複数回答となっており、合計は100%を超える

(3) 関係機関アンケート結果より

① 関係機関アンケート調査の概要

本計画の策定に向けて、市内の地域福祉の関係機関の状況を把握するため、アンケート調査を実施し、また、その中からヒアリング調査を実施しました。

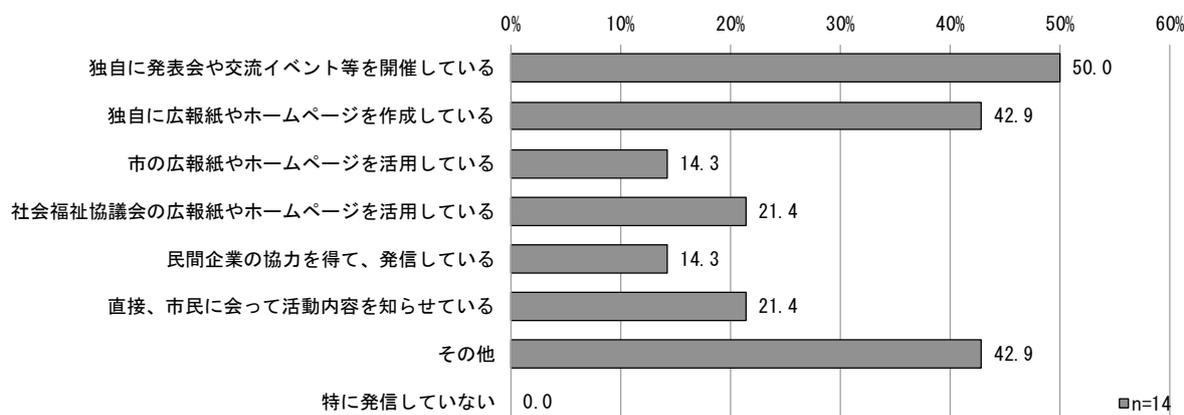
■ 関係機関一覧

	団体名	区分	ヒアリング
1	子育てサロン「くすくすひろば」	子育て	
2	南町子ども会		
3	フリー&アフタースクールぬく森くらぶ		○
4	おはなしどんどん		○
5	ゆめの木		
6	ふれあいいきいきサロン「ゆうゆうサロン浜宿」	高齢者	
7	老人クラブ「弥栄老人クラブ」		
8	特定非営利活動法人 大網お助け隊		○
9	一般社団法人大網白里市シルバー人材センター		
10	大網白里市身体障害者福祉会	障がい者	
11	特定非営利活動法人ジョブファーム		○
12	手話サークル「歩み」		
13	季美の森南地区防犯パトロール隊	その他	○
14	北飯塚区自主防災部会		

② アンケート調査結果より

I 情報発信の方法

関係機関の情報発信の方法について、「独自に発表会や交流イベント等を開催している」が50.0%と最も多く、次いで「独自に広報紙やホームページを作成している」が42.9%となっています。

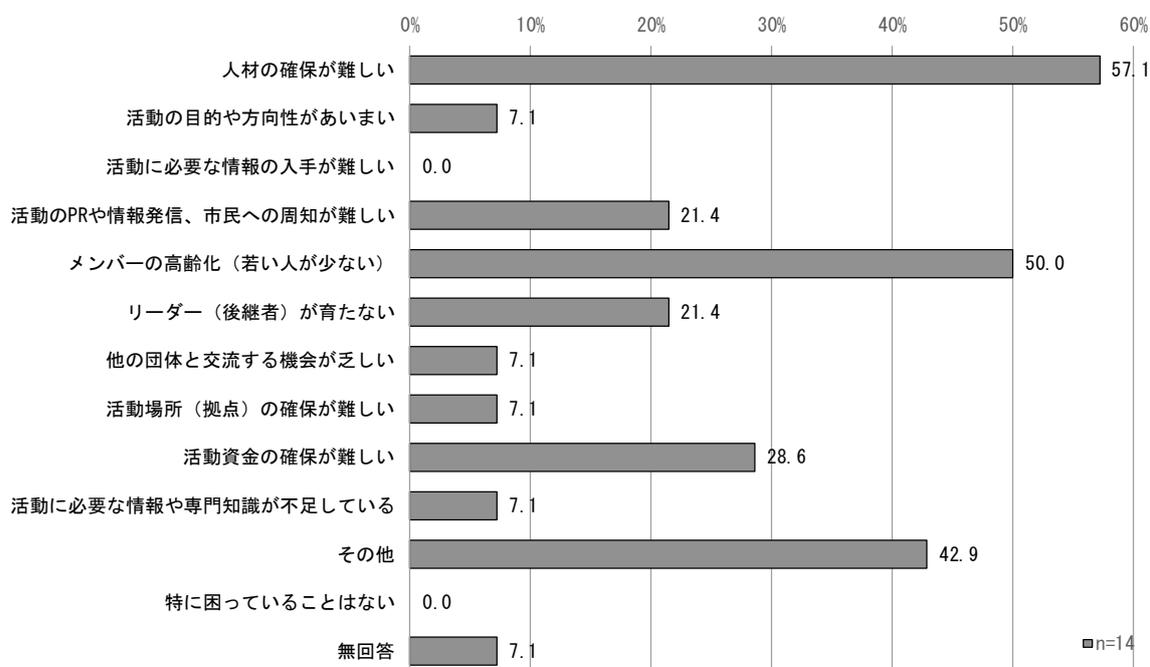


【その他の内容】

- ・ 連絡事項（イベントのお知らせ）は会員間の回覧板で周知（又は町内会の回覧板）
- ・ サロンの連絡会や区の集会等で活動を紹介している
- ・ 単位老人クラブの役員が勧誘している
- ・ 会員の口コミ
- ・ パンフレット配布、毎日のブログの更新
- ・ 老人会、地区各自治会等によびかけ
- ・ 情報を発信しているわけではないが、若い方は口コミやSNSで情報収集している

II 活動や運営の課題

関係機関の活動や運営での課題について、「人材の確保が難しい」が57.1%と最も多く、次いで「メンバーの高齢化（若い人が少ない）」が50.0%となっています。

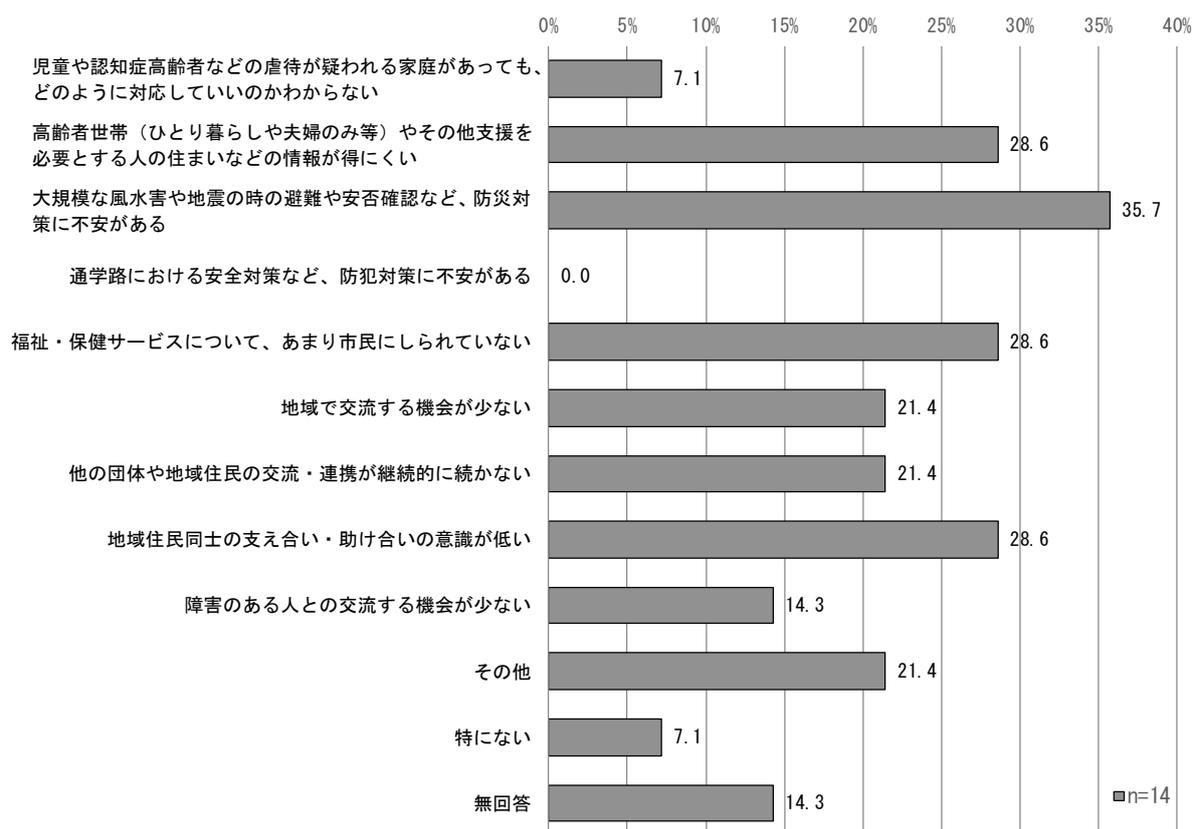


【その他の内容】

- ・ 乳幼児の減少による参加人数や参加する幼児の低年齢化している事
- ・ 子どもの人数（会員数）の減少に伴い、世帯数（保護者）が減り、協力してくれる大人が減っている
- ・ 一般参加者の減少
- ・ 若手（60代）の入会者が少ない
- ・ 会員の減少、新規会員が少ない
- ・ 経営に関する知識不足（新規の創設事業について）
- ・ ボランティアを受けたい利用者は多いが担い手が少ないので対応が限界に近い
- ・ ボランティアの担い手の募集に苦労している
- ・ 気軽に活動できる訳ではなく、事前の準備と勉強が必要な活動のため、なかなか新しい人が育たない

Ⅲ 地域の課題として感じていること

関係機関が地域の課題として感じていることについて、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が35.7%と最も多く、次いで「高齢者世帯（ひとり暮らしや夫婦のみ等）やその他支援を必要とする人の住まいなどの情報が得にくい」、「福祉・保健サービスについて、あまり市民に知られていない」、「地域住民同士の支え合い・助け合いの意識が低い」が28.6%となっています。



【その他の内容】

- ・ 児童・生徒の貧困や日常の活動場所等、子どもに関わる事項がほとんど顕在化されていない
- ・ 高齢世帯や介助を必要とする方の情報やその連絡のとり方等
- ・ 障がい者で高齢でひとり暮らしの方が数名おられる。今後の事が心配です
- ・ 福祉といえば「高齢者」や「障がい者」に集中しており、「子ども」にはあまり目を向けられていないように思える
- ・ 高齢者や障がい者、子どもそれぞれ、当事者しかわからないことが多いと感じる。それらの情報をどのように把握するかが課題

(4) 地域福祉座談会の結果の概要

① 地域福祉座談会の概要

本計画の策定についての周知と、策定に向けての意見交換を目的に、地域福祉座談会を市内5地区で実施しました。5地区の会場では地域福祉に関するさまざまな意見が交わされ、本市における地域福祉上の諸課題や取組みの方向性が議論されました。

地区	実施場所	日時
大網地区	中央公民館	平成29(2017)年12月6日
増穂地区	中部コミュニティセンター	12月7日
瑞穂地区	中央公民館	12月12日
福岡・白里地区	農村環境改善センター	12月13日
山辺地区	農村ふれあいセンター	12月14日

② 地域福祉座談会での主な意見

大網地区

主な課題や解決策
課題の全てに共通しているのは、住民の関係の希薄化。
高齢者については、独居老人が多く、緊急時に連絡がつかないなど、支援する側と支援される側の意思疎通が困難。
人材育成については、それぞれ地域の人や団体が責任を持って考えて取り組むべきである。
地域の安全を不安視する声が多く、その中には空き家の増加も含まれる。
各団体の連携を深めていくのであれば、個人情報の同意を取るなどの流れを作ることも一つ。
区長が指揮を取って自治会を活性化し、地域のコミュニティを深められるよう努めるためには、まず区長としての業務の共通認識の必要性がある。
少子高齢化が根底にあり、働き世代が地域に入れないことから退職の年齢になっても地域に馴染みづらい。
働き世代が地域に入れないことは、少子化による子ども会の減少や、地域行事の衰退などによる“きっかけ”の減少や、参加意欲の低下、様々なものが関係している。
共通解決策は地域での自助・共助努力と考えられる。
行政からの様々な計画を小地域のネットワークを充実させることにより活かしていくという仕組みづくりがまず重要である。
地区内(近隣)にどのような人が住んでいるかわからないことは、何の手助けをして良いのかわからない、町内会の参加率の低下につながっている。
挨拶が返ってこない、話したがらないなど、地域との関係を遮断している住民側も多数いる。
空き家の問題である。空き家の庭の手入れの問題や火災、防犯の問題、空き地の手入れなどが挙げられた。住民の中でも、他人の所有物としての認識があるため踏み込まず、市の相談場所もよくわからないという不安が多くある。
犬の糞の放置や騒音など、マナーの問題もあり、個人のモラルが問題視されている。
成年後見制度や裁判員制度など様々なところで耳にし、自分の身近で起こる・活用する可能性のあるにも関わらず、理解があまりない。情報の周知や知識の提供が、住民の利用促進や選択肢の一つになる。
地域の要望を市に上げるなど、行政との連携。
挨拶などの声かけが挙げられている。また、個人のモラルの向上など、教育の必要性。

増穂地区

主な課題や解決策
新たな居住者への対応も課題のひとつ。静かな老後を過ごしたくて越してきたため、(自治会等に)入りたくないという方や、独居老人など家から出てこない方とどのように関係構築を図るべきか、防災の観点からも難しい。
ゴミ出しの場所、出し方という日常の情報から、社協のPR、子育て支援についてなど、幅広い情報の提供を求めている。
個人の自助努力も必要であると考えられ、回覧板や広報紙を見るよう努力することなど、知る(探す)努力の必要性や、元気でいるための健康づくり、町をきれいに保つ・挨拶をすることでの街づくりであるモラルの向上といった個人が行う解決策。
子どもの時からの社会貢献の意識を身につけさせることが横断的な解決策として考えられ、ボランティアの参加や、自治会の役員の担い手、組織への参加意識、地域内の挨拶に至るまで、すべてにおいて必要とされる。
親がやりたくないから子ども会を抜けてしまう、自治会は当番・役員をやりたくない人が多いため抜けてしまう。
高齢者等のサポート団体でも、需要と供給のバランスが取れず、需要ばかりが増えてしまう現状の対処が困難。
高齢者については、まず独居老人を把握することであり、各団体で持っている情報を共有し、漏れがないようにサポートしていくこと。
人材が必要であり、ボランティアの人材教育も必要であるが、何より人材確保の周知法が重要であると考えられ、子ども会においても、社協や青少年団体、ボーイスカウトなど各種団体と協力し、一緒にイベントをしPRすることで、より多くの人に周知できるのではないか。
事業などが浸透していない。事業として存在はしているが知らないがために利用されていない、住民まで行き届いていない、社協を知らないという問題が挙がってしまう。
生活する上で住民同士が相談をして解決していかなければならないこと、その上で行政に相談することなど、システム化することで円滑に対処することができる。
見守りについても個人と行政また各団体や企業も含めた地域一丸となって進めていく必要がある。
住民同士がどう意識を高めていくかが重要であり、自分が福祉を担う一員という意識を持つ必要がある。
コミュニケーションについても、批判を本人に言わずに、メールやLINEで共有したり、メールやLINEを介して本人に伝えることにより、コミュニケーションが不足し、前に出ることへ嫌悪感を抱かせる一因にもなる。
相手の目を見て話すことなどもあるが、まずは、個々が自ら進んでいくという自助努力が必要である。
リーダーを明確にすること、豊富な人材を活かすためにもネットワークの必要性もある。仕組みに関しては行政へ協力を仰ぎ、後押しをしてもらいたい。

瑞穂地区

主な課題や解決策
相談(話の)場については、子どもの子育ての相談窓口や相談の場があっても、中高生向けの子育てや、親自身の相談先がない。
悩む前にどこか憩いの場があれば、未然に解決することができるのではないか。
情報の不足がある。窓口の周知から制度の周知、イベントの周知など、住民は何かのきっかけを求めていることがうかがえる。
交通手段について、救急(病院通い)についての解決策として、病院と行政が連携し、乗り合いのような形で病院に通うことができる制度あればよいのでは。
特に認知症、一人暮らし、家族に見放された高齢者についての通院についての問題や、担い手の不足がある中で、みずほ台にはコミュニティセンターがない。
乗りあい移動の際の事故対応の保険の必要性、加えて、認知症、一人暮らし、家族に見放された高齢者に対しての相談機関・相談窓口の設置、安価な引き上げ施設の設置。
担い手の不足や、近所との関係性、高齢者の問題、子ども関連の問題に加え、共通問題として個人の活動が優先してしまうことや意識の問題である。

主な課題や解決策
人数が多いことで分担できていたものが、少人数な上に担当地域が広域化したことで、個人が思う“地域”の範囲を超えてしまっていることから関係も希薄化しているのではないか。
人数が多いことで分担できていたものが、少人数な上に担当地域が広域化したことで、個人が思う“地域”の範囲を超えてしまっていることから関係も希薄化しているのではないか。
子どもの教育について社会活動参加意識を子どもの頃から形成するべきだ。子どもの成長の過程でも大きな糧になり、また大人の他団体と一緒に活動することで礼儀を学び、互いに異世代交流を図ることで、つながりを生むことにつながる。
街に残りたい又は戻ってきたいと思えるような街でなければ、貴重な人材は外に流出してしまう。
街に人を戻す・残すためにも、魅力的なまち＝子育て環境が良い、働く場所がある等であることが、共通解決策である。
ボランティアを行うについての課題は、仕事との両立があり、それが担い手の不足の一因だと考えられる。
老人の孤立についても、全ての老人が他の人との接点を望んでいる訳ではないこと、支援が必要と感じている訳ではないという問題もある。
防火・防災については、最終的には個人でしか解決する方法、(いくら声かけをしても最終的には自助努力次第) しかないのではないか。
隣近所に手を差し伸べられるか否かの個人的意識の差で全く違うものになり、その親の姿を子どもは必ず見ているため、親の行動によって子どもがどのような大人になるか左右されるのではないか。
後継者づくり仲間づくり関心を高めるとあるが、これらも全て連動している。

福岡・白里地区

主な課題や解決策
白里公民館は階段しかないため、高齢者や身体障がい者の利用が困難である。
市内の障がい者の駐車場を健常者が利用している様子がある。
道路に木や草が伸びてしまい通学が危険。
地域では健康づくりのための運動会の実施等、公民館についてはエレベーターの設置や遊歩道の整備。「遊歩道の整備」をすることで、健康の増進や医療費の削減、コミュニケーションの活性化につながるができる。
子育て支援が充実すると、子育て世代が住む大きなきっかけとなり、子どもの医療費の無償化すると、両親や祖父母が世話をする際の負担軽減されることで、育児の参加の積極性につながる。
農業後継者が不足、新住宅との関わりが少ない、若い人の働く場所がない、道路脇の草が茂っており通れない、買い物難民、等。
福祉避難所の認知度が低いと予想されることから要支援者の情報共有と同時に情報周知していくべき。
歩道を作るのではなく警察と連携し、通学時間帯の車両規制をする等の対処ができるのでは。
担い手の不足については、何十年も同じ人がやっている団体もあるため団体としての成長も難しくなる可能性もある。
少子化対策として子ども1人につき祝い金の交付や産業誘致等、市内で暮らしが完結できるまちづくり。
交通については、せっかくあるならまず使うこと、その中でどうしても不便であるなら、乗りあいをする等の個人の解決方法があるのではないか。
防災について、要支援避難者が施設等に移った時の情報の更新や共有不足の改善ということから、個人情報を見直しや情報管理の構築が必要ではないか。
高齢者は免許返上があることから高齢者の足の確保が重要である。
家庭教育の充実と道徳教育については、家庭や地域内、学校での全てで行えるものであり、地域での挨拶をすること1つがこういった教育につながるという意識を持つことが重要である。
早く対応してもらうためにはどうしたら良いかということから市長に要望し、市長により身近な問題として感じてもらうことを促すべき。

山辺地区

主な課題や解決策
高齢者の対応については、独居老人や老老介護の課題があり、日々見回りをしているにもかかわらず、突然何があったのかもわからない。
個人情報の観点からどこまで踏み込んでいいのかわからない。
自身でサークル等に参加し会話を通すことで情報を共有していくという自助努力が必要。
全ての共通課題としてコミュニケーション不足があり、以前に比べできなくなっている。
「まちづくり」の必要性がある。一村一品運動のような知恵とアイデアで魅力を発掘して財源を確保することが必要。
後継者不足と人材不足の共通策としては、情報発信によるPRであり、それぞれのイベント等のPRをすることで人を集めて興味を持ってもらうこと、加えて団体同士の横のつながりを強化することで課題を補うような情報交換の場を作る。
事業としての情報周知の必要性和好事例や他地区の状況を情報共有することが解決の一助になる。
地域の活動については、ボランティアの理解が不足していることで、家庭の事情があるのに地域役員に無理やりさせられたと言われた。
地域奉仕活動が多すぎる。
外出支援については、行政でヘルプカードを作るという意見があり、情報の共有や支援される側の個人の尊重の観点からも、行政から自助努力の支援の一つとして取り入れてほしい。
個人から行政まですべてにおいてコミュニケーションが重要である。
地域コミュニティの希薄化と地域コミュニティから距離をおきたいという希望があるというアンケート結果から意識の多様化に対応するべきではないか。
緊急時の連絡先がわからない、それを解決するための緊急キットという市の事業を知らない。
横のつながりを深めるにおいて行政には横断的な窓口の設置があり、子育てにおいては生まれた時から成長過程において関わる課が異なるため、行政内の横のつながりの強化。

2. 社会福祉協議会の現状

(1) 第4次大網白里市地域福祉活動計画の取り組み

1. 障がい者の支援

実施事業	計画期間内の実績
当事者サロンの開催	年に1～2回開催した。定着してきているので、障がい者の参加をさらに増やすため、福祉施設利用者への案内を増やしたり、参加者の友人や知人を通して紹介してもらうなど情報周知に努めている。
学習会の開催 (サロンと同時)	異なる障がいを持つ方が全て満足する学習会内容を企画することは難しいという状況があるが、参加者の声をもとに内容の充実を図れるよう検討している。
障がい者(児)・関係者への情報発信	障がい者福祉施設で行う行事や障がい者支援に関する情報などをお互いの法人ホームページ等で相互に発信できるよう連携を図っている。

2. 子育て支援

実施事業	計画期間内の実績
子育てサロンの開催	平成26年度からは1カ所増加し市内4カ所で各サロン月1回開催している。スタートして12年が経過し、参加する子どもの対象年齢が低年齢化していることと、乳児から参加し、幼稚園、保育所に入園するまで継続して参加している親子もいることから、年齢層に合わせた内容を検討している。
子育てサロンボランティアの育成(研修会)	研修会1回、全体会1回開催している。子育て支援センターや子育てサロンに関する活動をしている団体の情報を収集し、ボランティアに情報提供するとともに、引き続き、ボランティアの技術向上に関する研修を開催していく。
子育てサロンボランティアの募集	ボランティアの増員が必要なサロンに対し、支部社協等を通じて地域住民へ協力を呼びかけた。 なお、呼びかけをする際は、子育てサロンのリーフレットや募集記事も併せて配布しボランティア確保の必要性の普及を図った。
子ども110番設置の増強	看板を管理している学校の在庫自体も少なくなってきたことから、社会福祉協議会として主体的に取り組んでいくことが困難になっている。社会福祉協議会が主体的に行う事業ではないが、看板設置を含め多様な形で子どもたちの安全確保に取り組んでいく必要はある。
子育て情報を発信しながら子育てキャッチフレーズを広める	社協だよりやホームページに随時掲載した。新生児の保護者や転入者に啓発物品を配布した。啓発方法を工夫しながら、子育て意識の高揚を図るためPRをしている。

3. 高齢者支援

実施事業	計画期間内の実績
ふれあいいいききサロン全地区実施（全地区で増強）	5年間で市内に18サロンが設立され、平成29年度には49カ所になった。ひとり暮らしや日常的に閉じこもりがちな高齢者が、地域でいきいきと元気に暮らせるよう、引き続き推進していく。
五支部での見守り活動の推進	高齢者の見守り活動を開始した支部もあるが、全ての支部で行うには至らなかった。高齢者を取り巻く事件・事故等を未然に防止し、地域で安心・安全に生活できるよう、実施に至っていない支部は、推進に向け支部内で検討し、全域での実施をめざしている。
区・自治会への活動の周知	地域福祉活動全体で取り組む課題なので、高齢者支援の分野のみでは評価が難しい。

4. 緊急時に備えた住民ネットワーク

実施事業	計画期間内の実績
区・自治会内の交流に参画（夏祭り、盆踊り、餅つき等）	区・自治会の取組みが中心であることから、実態の把握も困難であり、社会福祉協議会が主体的に取り組むことは難しい。
家庭の防災意識の高揚を図る（防災備品の点検、家族の役割確認）	防災の日（9月1日）というタイミングで社協だよりに掲載したが、時期的に敬老会や共同募金などの記事もあり、紙面に余裕がないものの今後も紙面が許す範囲で掲載していく。
救急車の適切利用の広報活動	他媒体のデータを基に社協だよりに掲載してきたが、社会福祉協議会が情報提供していくには難しい内容もあり、継続的な掲載は難しい。
自主防災組織との協働（連携・交流）	平成22年度より、大網1区（南町）と「災害時における相互応援協定に関する協定」を締結しているが、他の地区において自主防災組織との連携を図る体制を整えることが困難であったため、防災訓練等の活動参加に取り組むことができなかった。
防災計画・防災マップへの協力支援	防災計画・防災マップ作成のための連絡会等の開催はなかった。計画策定・見直しの際に社会福祉協議会の役割等について反映していくための連携を十分に図れなかった。 今後は、安全対策課等、関係各機関と連携を密にし、災害時に備えた体制づくりをすすめていく必要がある。
災害時における社会福祉協議会の役割周知	災害ボランティアリーダー養成講座の中で周知した。

実施事業	計画期間内の実績
災害ボランティアリーダーの養成並びに養成講座の実施(全編一講座による)	災害ボランティアリーダー養成講座で同一の内容を2回開催するのではなく、1回を講座の修了者と災害ボランティア連絡会メンバーによる災害ボランティアセンター運営訓練という形でスキルアップ講座を開催した。参加者が減少しているため、今後は内容等を見直しして充実を図っていく必要がある。
ボランティアサブリーダーの養成及びボランティア人材の発掘	ボランティアリーダー養成講座を活用してサブリーダーの発掘を進めた。災害ボランティアリーダー養成講座に区・自治会から参加者を募ることはできるが、既存の養成講座に加え、別途サブリーダーを養成するための別講座を開催することは難しい。
関係機関との連携強化(区・自治会・行政)	行政の防災訓練の際にボランティアセンター訓練を行った。大網1区(南町)の自主防災組織による防災訓練に参加した。

(2) 五支部社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会の5つの支部（山辺支部・増穂支部・大網支部・瑞穂支部・白里支部）は、それぞれの特色を活かした住民主体の活動を行っています。

【支部で行われている様々な支部活動】

- 赤い羽根共同募金運動への協力
- 環境美化運動
- グラウンドゴルフ大会
- 敬老会
- 元気・遊々セミナー
- 高齢者の見守り
- 施設の車椅子清掃
- 児童の見守り
- 児童福祉バス旅行
- 支部活動の写真展
- 支部広報紙の発行
- 市内の福祉施設との交流
- 市内の歴史探索
- 障がい者支援
- 七夕まつり
- 福祉教育への取組み
- 福祉まつり
- ふれあいいきいきサロンへの支援
- ふれあいさわやか運動
- ふれあいの集い・ふれあい会食会
- ふれあいバスの旅・なかよしバスの旅
- ペタンク大会
- リサイクル資源回収

3. 地域福祉の課題

(1) 地域福祉に関する情報提供や相談支援の充実

高齢化や核家族化、働き方を含めたライフスタイルの多様化に伴い、福祉ニーズも変化しており、それによる福祉サービスなどが多様化、複雑化しています。福祉サービスなどの情報発信に努めているものの、その内容が市民のなかで十分に認知されていないという意見も寄せられています。

地域で支援を必要とする人が、必要な情報を的確に把握することができるようにするとともに、地域福祉に関する様々な相談に対しても円滑に対応し、併せて支援できる仕組みづくりが求められています。

<市民アンケート結果より>

- 福祉サービスの情報の入手については、十分できている方の情報入手先としては「市役所の窓口や広報紙」という回答が多い一方で、できていない方が情報発信を希望する先についても「市役所の窓口や広報紙」という意見が多くなっていることから、より多様な機会・手段を活用した情報発信の方法を検討していくことが求められます。また、今後地域福祉を進めていくのに力を入れるべきことについては、「総合的な相談窓口の整備」や「福祉に関する情報提供の充実」が上位に挙げられています。

<地域福祉座談会より>

- 地域の活動において様々な事業として存在はしているが、市民が知らないために「利用されていない」「住民まで行き届いていない」「社協を知らない」。
- 情報の不足がある。窓口の周知から制度の周知、イベントの周知など、住民は何かのきっかけを求めている。

(2) 地域福祉の理解向上

地域の隣人関係が希薄化の方向に徐々に進んでおり、地域や隣人への気遣いや心配りといった意識の変化とともに、地域の活動に取り組む意識にも変化が生じています。地域のつながりを基本に据えた地域社会づくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域福祉についての関心を持つ必要があります。

<市民アンケート結果より>

- 日常的な近所のつきあいについては、前回実施したアンケート結果と比べ、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が下がっており、「あいさつを交わす程度」が多くなっています。また、ほとんど付き合わないと答えた方の多くが「あまり関わりを持ちたくないから」と回答しています。

<地域福祉座談会より>

- 地域の活動について、個人の活動が優先してしまうことや個人が思う地域の「範囲」を超えているため、近所との関係も希薄化しているのではないかと。
- 隣近所に手を差し伸べられるか否かは個人の意識の差で全く違うものになる。

(3) 市民や地域福祉関係機関との連携

区や自治会、社会福祉協議会などさまざまな地域福祉関係団体が地域福祉の活動を担っていますが、その活動内容は十分には浸透しておらず、担い手の不足も課題になっています。地域福祉は、公的サービスを充実するだけでは十分な福祉ニーズを満たせません。市民や関係団体が一体となって、身近な人の見守りや手助けといった活動を地域ぐるみで行っていくことが重要です。

こうした身近な地域のなかでの支えあいの仕組みづくりを進めるためには、社会福祉協議会等の地域福祉関係団体の活動内容を積極的に普及することと併せ、活動への参加者を確保していくためには、まずは、自分のできるところから一歩ずつ始められるよう、市民が気軽に参加することができる創意工夫ある啓発の取組みが必要です。

<市民アンケート結果より>

- 今までに地域で支援してもらったことがあるかについては、「支援をしてもらったことがない」が75.1%で突出して高くなっています。
- 地域で支援してもらったことがある内容については、「安否確認の声かけをしてもらった」、「子育て、介護など相談にのってもらった」が多くなっています。
- 地域福祉を進めていくのにどのようなことに力をいれるべきかについて「市民と行政の連携体制の確立」が最も多くなっています。

<地域福祉座談会より>

- 担い手に関しては、自治会の役員の担い手が不足していることに加えて、地域福祉活動団体に関しても担い手が不足している。

(4) ボランティア活動の促進

ボランティア活動は地域福祉を進めるうえで重要ですが、高齢化や核家族化が進むなか、ボランティアに対する意識に変化が生じており、関心が低下している傾向にあります。

今後は、ボランティアへの参加を促すとともに、ボランティア活動が地域の中で活発に行われるよう、具体的な支援を効果的に行う体制づくりが必要になっています。

<市民アンケート結果より>

- 地域活動・ボランティア活動・支援活動への参加については、「現在も参加している」が20.8%、「以前参加したことがあるが現在は参加していない」が13.1%、「関心はあるが参加したことはない」が36.9%と、何等かの形でボランティア等に関わっているか、関わる意思を持つ人が多い一方、「関心もないし参加したこともない」が23.0%となっています。

<地域福祉座談会より>

- ボランティアを行うことについて、「仕事との両立」があり、それが担い手不足の一因と考えられる。
- 地域の活動については、「ボランティアの理解」が不足していることによって「地域役員に無理やりさせられてしまう」という意見や「地域奉仕活動が多すぎる」につながると考えられる。
- 子どもの頃からのボランティア教育をすることで、ボランティアの意識が醸成され、担い手の育成になるのではないか。

(5) 地域ぐるみの安全・安心の確保

高齢化に伴うひとり暮らし高齢者の増加や、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加、さらに、先の東日本大震災の経験から、防犯、防災による安全で安心なまちづくりへの関心が高まっています。また、犯罪の抑止や虐待防止等においても、日頃からの地域ぐるみの取組みが重要です。

今後は、地域ぐるみの防犯・防災活動や見守り活動の一層の充実を図るとともに、災害時に避難行動要支援者を確実に助けることができる体制づくりを構築していく必要があります。

<市民・団体アンケート結果より>

- 市民アンケート結果では、身近な地域で地域住民が取り組むべき課題や問題については「防犯や防災等地域の安全を守ること」の割合が最も高くなっています。また、団体アンケートにおいても 地域の課題として感じていることとして「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が最も多くなっています。

<地域福祉座談会より>

- 避難行動要支援者が施設等に移った時の情報について、その共有に限界があることから、「個人情報の取り扱いの見直し」や「情報管理の構築」が必要。
- 「福祉避難所」の認知度は低いと思われる。避難行動要支援者の情報共有と同時に情報周知していくべき。
- 「緊急時の連絡先がわからない」、それを解決するための「緊急キットという市の事業を知らない」、新聞購読の減少による「情報の欠落」や「情報の不足」と「横のつながりの不足」。
- 「防火・防災」については、最終的には個人で解決する努力が必要。

(6) 適切な支援の提供

今後、高齢化や少子化が進むなか、育児と介護が同時に必要なダブルケアやひきこもりの長期化などにより本人と親が高齢化し孤立する 8050 問題等、世帯の中で課題が複合化・複雑化することが予測されます。また、従来の制度の枠では十分なサービスを受けられないケースも増えてきていることから、多様な福祉ニーズの把握とともに、必要とする人に適切な支援を提供できるよう、福祉サービスの充実を図る必要があります。

<市民・団体アンケート結果より>

- 福祉・保健サービスや相談体制の満足度について、半数以上が「普通」ですが、『満足（「満足」＋「まあ満足」）』と『不満（「やや不満」＋「不満」）』を比べると、『不満』が多くなっています。

<地域福祉座談会より>

- 子育てにおいては生まれた時から成長過程において関わる課が異なるため、行政内の横のつながりの強化が必要。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ふれあい 支えあい 助けあい が広がる
“あい” にあふれるまち

～踏み出す一歩が 地域をかえる～

本計画については、第3次大網白里市地域福祉計画と基本理念・基本目標を共有し、行政と密接に連携して、共に支えあい、誰もが安心して暮らせる福祉できずくまちづくりの実現をめざし、大網白里市の地域福祉を推進してまいります。

基本理念には次の意味が込められています。

「ふれあい」・・・以前には、ごく当たり前のように盛んに行われていた近所づきあいや住民同士の交流を再び活発なものにする。

「支えあい」・・・すべての人にとって暮らしやすい地域社会を実現するため、行政や福祉関係者による各種福祉サービスの提供を含めた、公助共助のあらゆる取組みを推進する。

「助けあい」・・・住民同士のつながりや連携、福祉関係団体の活動を通して、人と人とがやさしい心で助け合える地域福祉社会の実現をめざす。

そして、「“あい” にあふれるまち」の“あい”は、3つの「あい」と「愛」をかけたおり、「ふれあい」「支えあい」「助けあい」に限らず、「認めあい」や「励ましあい」「出会い」「となりづきあい」「わきあいあい」など様々な形の“あい”の行動が、人と人を結ぶ架け橋として醸成しながら進化し、「愛」が育まれた地域社会を構築する原動力になるものと考えられることから、基本理念としました。

2. 計画の基本目標

＜基本目標 1＞

必要な人に必要とする支援が届く すべての人にやさしいまち

サービスや支援を必要としている方が、適切な形で福祉サービスや支援を受けられるようにしていくためには、まずは、福祉に関する情報を把握することが必要です。地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。

地域福祉の出発点は、近所づきあいをはじめとする人と人とのつながりです。また、市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解し合えるやさしいまちをめざします。

＜基本目標 2＞

つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通して、共に支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

＜基本目標 3＞

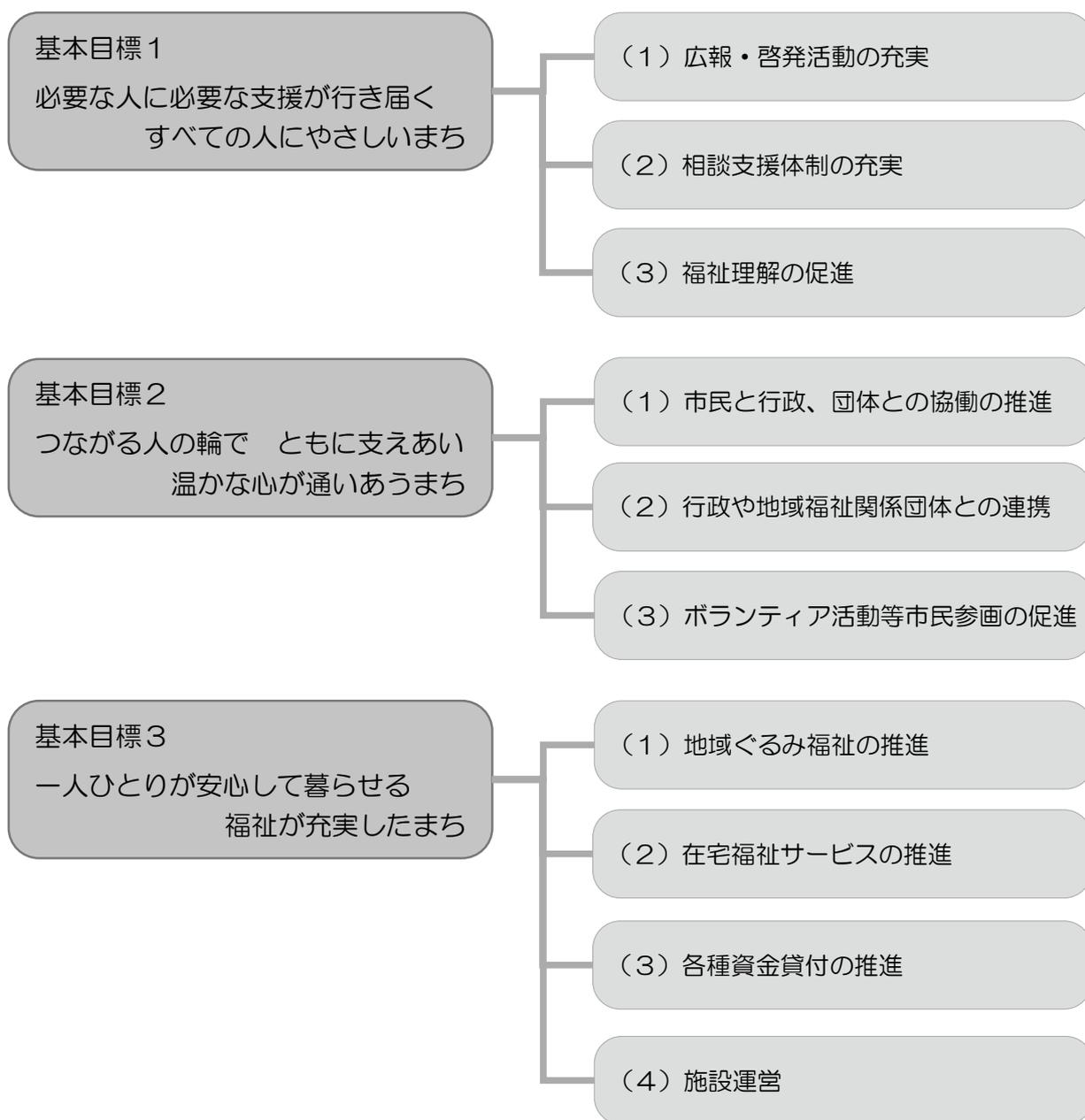
一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。

防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。

福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。

大網白里市地域福祉活動計画では、3つの柱（基本目標）を基に、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。



第4章 社会福祉協議会の取組み

基本目標 1

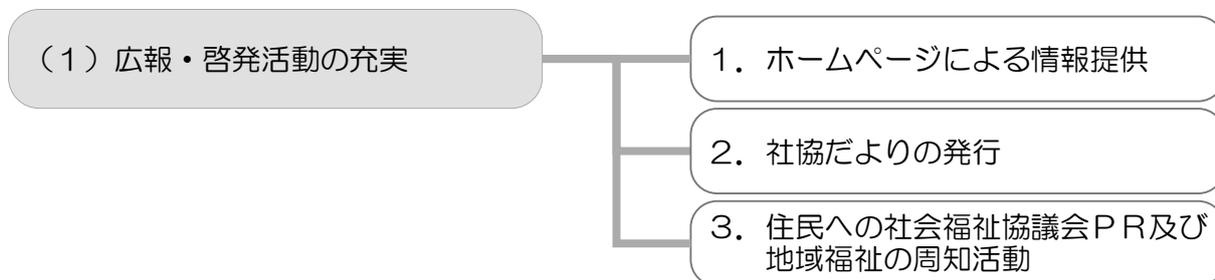
必要な人に必要とする支援が行き届く
すべての人にやさしいまち

(1) 広報・啓発活動の充実

年齢や障がいの有無等に関わらず支援を必要としている人がほしい情報を的確に得ることができるように住民一人ひとりの個人情報の適切な管理を踏まえた情報提供体制を充実するとともに、地域福祉活動の情報の更なる周知を推進します。

アンケート調査からも、社会福祉協議会の活動がよく浸透していないため、広報紙、ホームページ等を活用して、さらに広報啓発に努めます。

施策体系



具体的な取組み

1. ホームページによる情報提供

ホームページに社会福祉協議会の事業の紹介を掲載するとともに、子育ての情報や障がい者（児）、高齢者向けの情報、ボランティアの情報など、地域福祉に関する情報提供に努めます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
ホームページによる情報提供	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新

2. 社協だよりの発行

広報紙「社協だより」を発行し、支部やボランティアの活動をはじめ、社会福祉協議会が行なう事業について住民の皆さんにお知らせします。社会福祉事業関連の情報を掲載し、多くの住民へ周知できる広報紙づくりをめざします。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
社協だよりの発行	定期発行	定期発行	定期発行	定期発行	定期発行

3. 住民への社会福祉協議会PR及び地域福祉の周知活動

市民アンケート調査の結果を見ても、社会福祉協議会の認知度はまだまだ高いとは言えません。市民の皆さんに社会福祉協議会の活動を知ってもらい、参加、協力してもらえるように、「社協だより」やホームページ、区長回覧など多様な広報媒体を活用して社会福祉協議会の活動について周知活動に努めます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
住民への社会福祉協議会PR活動	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 相談支援体制の充実

住民が困った時などにいつでも相談でき、適切な支援が受けられるよう、分野横断的な総合相談事業の充実に努めます。

施策体系

(2) 相談支援体制の充実

1. 総合相談所の充実

具体的な取組み

1. 総合相談所の充実

心配ごと相談、法律相談・税務相談・心の相談の窓口で、住民の方のさまざまな悩みやトラブル等の解決に向けた相談体制の充実に努めます。

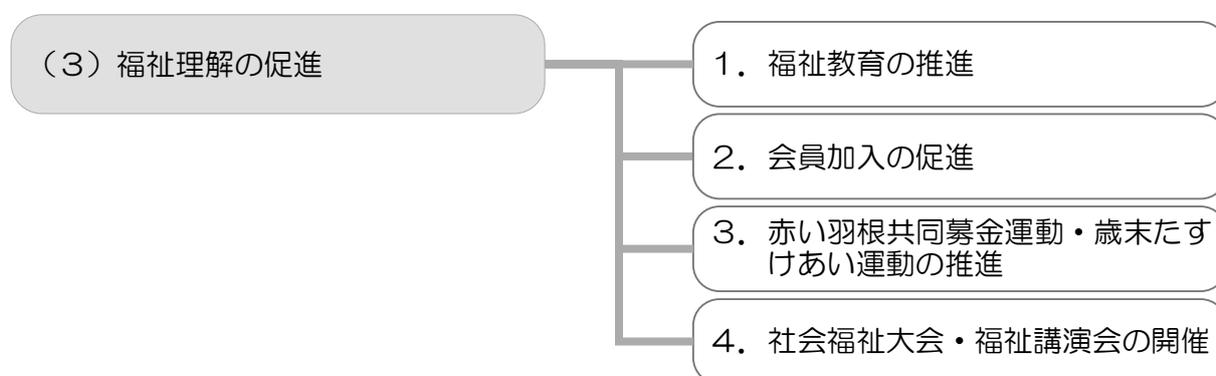
実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
心配ごと相談・法律相談・ 税務相談・心の相談	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 福祉理解の促進

地域福祉を推進するためには、まずは住民が福祉についての理解を深めることが基本です。地域関係の希薄化が徐々に進んでいるなか、一人ひとりが福祉に理解を持ち、普段から支えあうことのできる環境を作ることが重要です。

子どもの頃から福祉教育や体験学習を進めるとともに、福祉活動への積極的な働きかけを通して、福祉理解の促進に努めます。

施策体系



具体的な取組み

1. 福祉教育の推進

学校における福祉教育に積極的に協力し、児童、生徒、団体を対象に社会福祉への理解と関心を深め、ふれあいと支えあいによる地域連帯の心を育成することをめざします。

福祉教育パッケージ指定を地区ごとに行い、学校だけではなく地域で連携し福祉教育に取り組みます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
福祉教育パッケージ指定（福祉教育推進校・福祉教育推進支部）	指定 3カ年			指定 3カ年	
学校における福祉教育への協力	実施	実施	実施	実施	実施

2. 会員加入の促進

社会福祉協議会会員増強をめざし、社協だよりやホームページ等を通じて市民の皆さんに社協の活動を理解いただき、会員加入促進に努めます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
会員加入の促進	実施	実施	実施	実施	実施

3. 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進

赤い羽根共同募金運動では、市民の皆さんにご協力をいただき、戸別募金・法人募金・街頭募金・職域募金などさまざまな運動を展開しております。

皆様からお寄せいただいた募金は、千葉県共同募金会を通じて民間社会福祉施設や団体、市町村社会福祉協議会などに配分され、福祉の推進に役立てられています。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進	実施	実施	実施	実施	実施

4. 社会福祉大会・福祉講演会の開催

多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、社会福祉のさらなる充実をめざして、社会福祉大会を開催しています。

また、住民の福祉力を高めるため、福祉講演会を開催しています。

これらの社会福祉大会、福祉講演会を通し、地域福祉の推進を図ります。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
社会福祉大会の開催			実施		
福祉講演会の開催	実施	実施		実施	実施

基本目標 2

つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

(1) 市民と行政、団体との協働の推進

住民が主体となった地域福祉を推進するためには、住民自身が地域の生活課題やニーズを把握することが必要です。そのためにも、区や自治会、行政と連携した地域福祉活動が求められています。

施策体系

(1) 市民と行政、団体との協働の推進

1. 社会福祉協議会支部活動の推進

2. 五地区敬老会の実施(市補助事業)

具体的な取組み

1. 社会福祉協議会支部活動の推進

市内には、大網支部・山辺支部・瑞穂支部・増穂支部・白里支部の5つの社会福祉協議会支部(支部社協)が設置されています。

5つの支部社協ではそれぞれの地域住民の方々を中心に、地域の特性を生かしつつ、きめ細やかな地域福祉活動を展開していきます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
五支部連絡協議会の開催	実施	実施	実施	実施	実施
福祉協力員の研修会(各支部社協)	実施	実施	実施	実施	実施

2. 五地区敬老会の実施

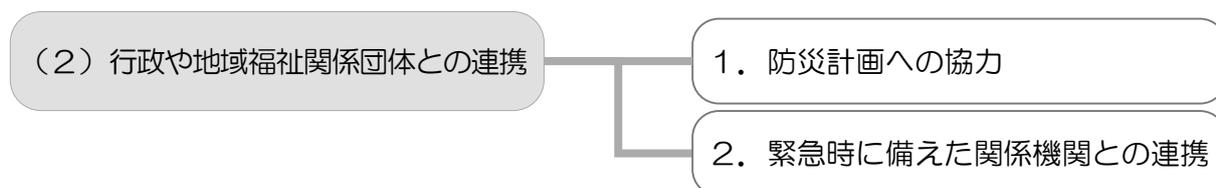
各地区で敬老会を行なうことにより、対象者が参加しやすくなっています。今後も多くの対象者に参加してもらえよう趣向を凝らした敬老会を企画します。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
五地区敬老会の実施（市補助事業）	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 行政や地域福祉関係団体との連携

日頃から地域の生活課題やニーズを把握しながら、多様な福祉活動を展開しています。更なる地域福祉のまちづくりを実現するために、区・自治会、NPOなど、市内のあらゆる活動主体とそれぞれの役割に応じた協働・連携に努めます。

施策体系



具体的な取組み

1. 防災計画への協力

市の地域防災計画の策定に協力するとともに、その円滑な実施に向けて的確な役割を担っていきます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
防災計画への協力	実施	実施	実施	実施	実施

2. 緊急時に備えた関係機関との連携

災害時には災害ボランティアセンターを設置し、迅速な活動につなげます。情報収集やニーズに応じたボランティアの派遣がスムーズに行えるよう取り組みます。

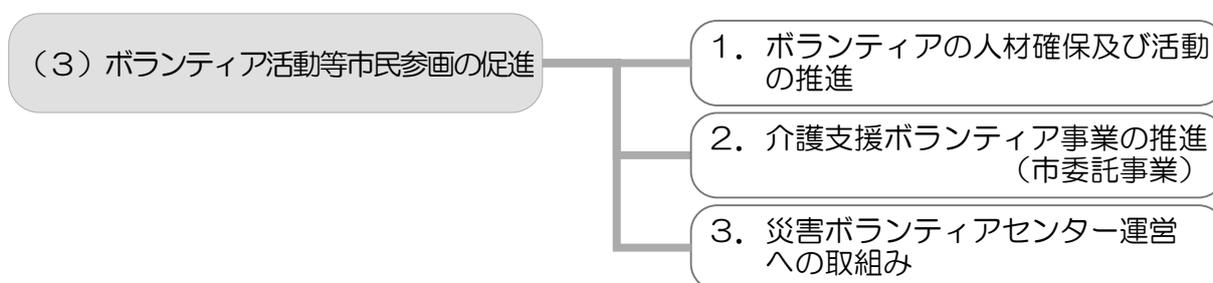
実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
緊急時に備えた関係機関との連携	実施	実施	実施	実施	実施

(3) ボランティア活動等市民参画の促進

ボランティア活動の担い手が高齢化しており、ボランティア団体の支援と共に、ボランティア活動を支える人材の確保が課題となっています。

社協だよりやホームページなどで、ボランティア活動に関する情報提供を行い、地域のボランティア活動の周知と市民の参加促進を図ります。また、ボランティア活動の担い手として福祉人材の確保と育成に努めます。

施策体系



具体的な取組み

1. ボランティアの人材確保及び活動の推進

少子高齢化、高齢者人口の増加などに伴い、ボランティア活動の活性化は益々重要なものとなっています。ボランティア連絡協議会の事業に協力する等、ボランティア活動の普及、ボランティアの人材確保に努めます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
ボランティアの人材確保及び活動の推進	実施	実施	実施	実施	実施

2. 介護支援ボランティア事業の推進

介護支援ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加を奨励することで、高齢者自身の介護予防を推進します。毎年、登録ボランティアの登録研修会を開催し、ボランティアの増加に努めます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
介護支援ボランティア事業の推進 (市委託事業)	実施	実施	実施	実施	実施

3. 災害ボランティアセンター運営への取組み

災害時における災害ボランティアセンターの立上げ及び運営は、社会福祉協議会が果たす大きな役割となることから、災害時に災害ボランティアが協力してボランティアセンターを運営できるよう体制を整備します。

また、災害時における社会福祉協議会のマニュアルを市防災計画の見直しと併せて整備します。

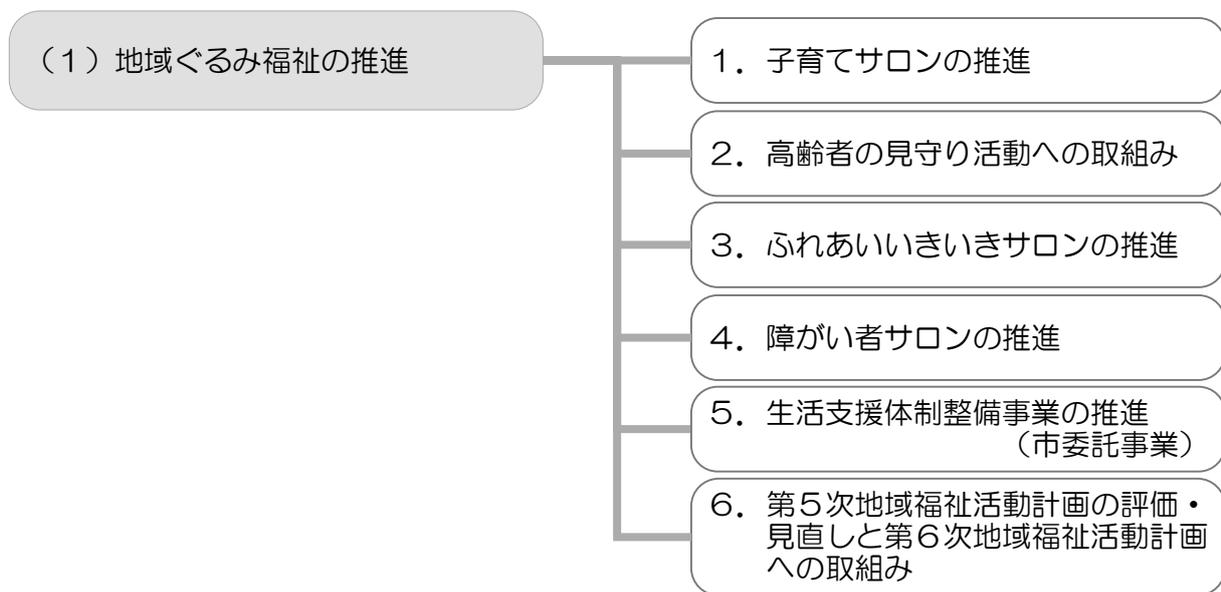
実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
災害ボランティアセンター運営 への体制整備	実施	実施	実施	実施	実施
マニュアルの整備	随時	随時	随時	随時	随時

基本目標3

一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

(1) 地域ぐるみ福祉の推進

施策体系



具体的な取組み

1. 子育てサロンの推進

お母さんとお子さんの地域の中でのふれあいや仲間づくりを、ボランティア（先輩お母さん）が応援します。子育てサロンを支えるボランティアの交流会を行い、サロンの充実を図ります。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
子育てサロンの充実	月1回 開催	実施	実施	実施	実施

2. 高齢者の見守り活動への取組み

現在行っている見守り活動を更に推進し、全ての地区において支部による見守り活動が実施されるように取り組みます。ひとり暮らしの高齢者だけでなく、高齢者世帯や、日中ひとりになる高齢者に対する支援についても検討していきます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
高齢者の見守り活動の推進	実施	実施	実施	実施	実施

3. ふれあいいきいきサロンの推進

高齢でひとり暮らしの方や家に閉じこもりがちな方々を対象に、地域の中で住民とふれあい、楽しい仲間づくりを進めていくことによって、いきいきとした活力や生きがいを得られるようにすることを目的として、市内各地で「ふれあいいきいきサロン」を作り活動していきます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
ふれあいいきいきサロンの推進	実施	実施	実施	実施	実施

4. 障がい者サロンの推進

障がいの種別に関係なく、市内に暮らす当事者同士がお互いに理解しあい、仲間づくりができる場となるように障がい者サロンを開催していきます。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
障がい者サロン「わくわくサロン」の開催	実施	実施	実施	実施	実施

5. 生活支援体制整備事業の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、市内5地区で協議体の設置及び地域支え合い推進員の配置に取り組み、住民主体の地域における支えあい、助けあい活動を推進します。

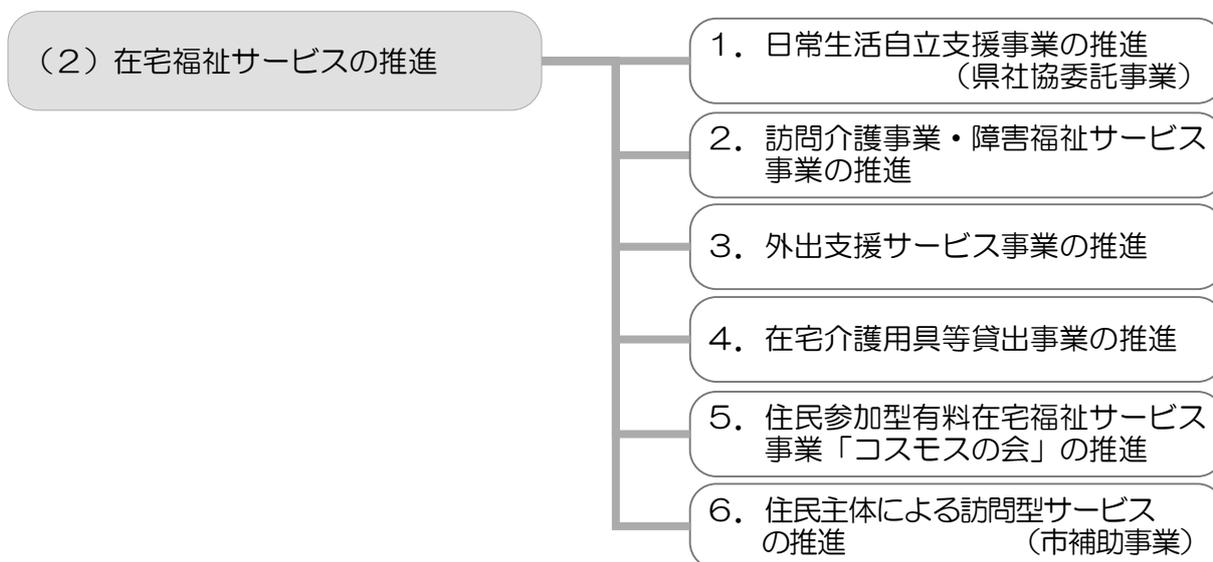
実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
生活支援体制整備事業の推進 (市委託事業)	推進	推進	推進	推進	推進

6. 第5次地域福祉活動計画の評価・見直しと第6次地域福祉活動計画への取組み

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
第5次地域福祉活動計画の 評価・見直し	実施	実施	実施	実施	実施
第6次地域福祉活動計画への 取組み				策定準備	策定

(2) 在宅福祉サービスの推進

施策体系



具体的な取り組み

1. 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業とは、高齢の方や障がいをお持ちの方で、十分な判断ができない方などが地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや、生活に必要な利用料などの支払い手続き、日常的な預貯金の出し入れや書類の管理など、手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるようにお手伝いします。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
日常生活自立支援事業の推進 (県社協委託事業)	実施	実施	実施	実施	実施

2. 訪問介護事業・障害福祉サービス事業の推進

介護保険法に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の認定を受けた方が、在宅で安心して自立した日常生活を営むことができるように、ホームヘルパーが訪問して、身体介護や家事援助を行ないます。

また、障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護事業を実施しています。障がいのある方が自宅で自立した日常生活、社会生活を送ることができるようホームヘルパーが訪問して、身体介護や家事援助を行います。

事業を取り巻く状況の変化に伴い、平成30年度に次年度以降の事業内容の見直しを行います。

実施事業	年次計画
	平成30年度(2018)年度
訪問介護事業・障害福祉サービス事業の推進	次年度以降の事業の見直し

3. 外出支援サービス事業の推進

他人の介助がなくては移動することができず、かつ1人でタクシーなどの公共交通機関を利用することができない方のために、社会福祉協議会の所有する福祉車両で病院等の通院や施設等の通所、社会参加や買物等の外出支援を行います。平成30年度に次年度以降の事業内容の見直しを行います。

実施事業	年次計画
	平成30年度(2018)年度
外出支援サービス事業の推進	次年度以降の事業の見直し

4. 在宅介護用具等貸出事業の推進

介護保険の対象ではない方で日常生活において介護機器をご利用になる方、一時退院などでご自宅での介護を必要とする方、旅行や怪我の治療などでご利用になる方などに、各種介護機器を無料で貸し出します。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
在宅介護用具等貸出事業の推進	実施	実施	実施	実施	実施

5. 住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの会」の推進

高齢者・母子・障がい者宅へ家事援助などを行う、住民参加型の在宅福祉サービスです。事業を取り巻く状況の変化に伴い、平成30年度に次年度以降の事業内容の見直しを行います。

実施事業	年次計画
	平成30年度(2018)年度
住民参加型有料在宅福祉サービス事業「コスモスの会」の推進	次年度以降の事業の見直し

6. 住民主体による訪問型サービスの推進

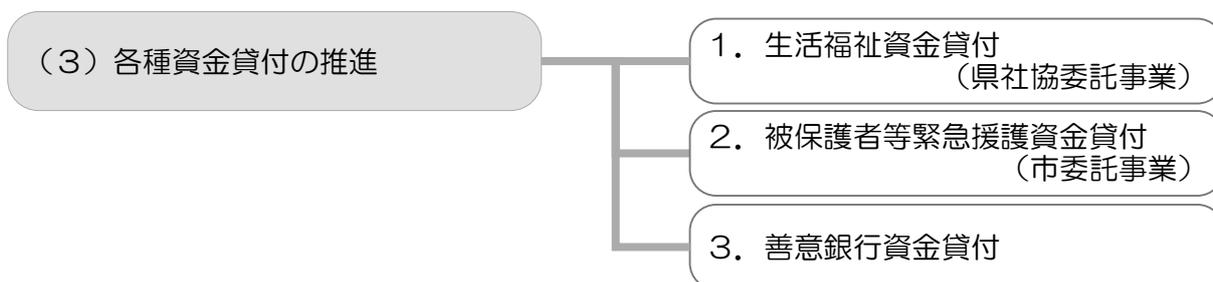
住民主体で掃除や買い物支援を行う訪問型サービスを推進し、住民が住民に手を差し延べることで、住み慣れたまちで安心して暮らせるように支援します。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
住民主体による訪問型サービス (市補助事業)	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 各種資金貸付の推進

比較的所得が少ない世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進をはかり、安定した生活を送れるように支援するために生活福祉資金の貸付制度の相談を行います。

施策体系



具体的な取組み

1. 生活福祉資金貸付

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、生活の安定を図ります。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
生活福祉資金の貸付 (県社協委託事業)	実施	実施	実施	実施	実施

2. 被保護者等緊急援護資金貸付

生活保護に規定する要保護者及び要保護者で保護の申請を行った方に、緊急に必要な少額の資金を迅速に貸付し、その世帯の生活の安定と自立更生を図ります。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
被保護者等緊急援護資金の貸付 (市委託事業)	実施	実施	実施	実施	実施

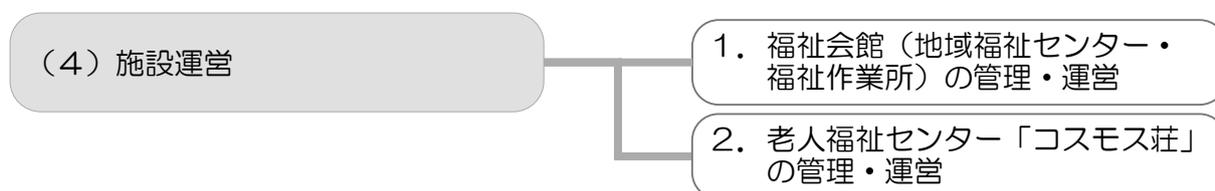
3. 善意銀行資金貸付

必要な資金を他の機関から借り入れることが困難な低所得世帯に、緊急に必要なとなった小額の資金を一時的に貸付し、生活の安定と自立更生を図ります。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
善意銀行資金の貸付	実施	実施	実施	実施	実施

(4) 施設運営

施策体系



具体的な取組み

1. 福社会館（地域福祉センター・福祉作業所）の管理・運営

（指定期間：平成27年度～平成31年度）

指定管理者制度に基づき福社会館（地域福祉センター・福祉作業所）の管理・運営を行なうことにより、地域住民の方が施設を利用する際の利便性を図ります。

また、福祉作業所の利用者の皆さんが、社会福祉協議会の支部をはじめとする住民の皆さんや他施設との交流を通し、自立性・社会性を向上させることを支援します。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
地域福祉センターの管理・運営	実施	実施	実施	実施	実施
福祉作業所の管理・運営	実施	実施	実施	実施	実施

2. 老人福祉センター「コスモス荘」の管理・運営

（指定期間：平成30年度～平成34年度）

指定管理者制度に基づき老人福祉センターの管理・運営を行なうことにより、高齢者の生きがいづくり、健康増進及び憩いの場として利用者の利便性を図ります。

実施事業	年次計画				
	平成30年度 (2018)年度	平成31年度 (2019)年度	平成32年度 (2020)年度	平成33年度 (2021)年度	平成34年度 (2022)年度
老人福祉センター「コスモス荘」の管理・運営	実施	実施	実施	実施	実施

第5章 関連資料

1. 社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 大網白里市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が大網白里市における地域福祉を総合的な視点から推進するための計画を策定することを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画作成に係る重要事項の審議に関する事
- (2) その他計画の作成に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

(委員の構成)

第4条 委員会は、下記の委員で構成し、会長がこれを委嘱する。

- (1) 住民
- (2) ボランティア
- (3) 住民組織関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) 福祉関係団体
- (6) 社会福祉協議会支部
- (7) 企業関係者
- (8) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会委員で構成し、部会数は、委員会で協議する。

3 作業部会に、部会委員の互選により、部会長1名及び副部会長1名を置く。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会が必要と認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員及び部会員の任期は、大網白里市地域福祉活動計画の策定が完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本会事務局内におく。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

(◎委員長、○副委員長) 敬称略

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	◎石田 路子	学校法人 城西大学 城西国際大学福祉総合学部副学部長
社会福祉事業関係者	横田 久江	社会福祉法人 緑陽会 居宅介護支援事業所管理者
	高木 由佳	社会福祉法人 ワーナーホーム パンプキンハウス施設長
	後藤 正義	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 大網支部支部長
	五十嵐 京子	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 山辺支部副支部長
	野村 純一	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 瑞穂支部副支部長
	永野 和子	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 増穂支部支部長
	高山 義則	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 白里支部支部長
保健福祉団体関係者	○星見 和子	大網白里市民生委員児童委員協議会会長
	大矢 敏	大網白里市保護司会会長
	鈴木 由枝	日本赤十字社千葉県支部大網白里市地区 奉仕団委員長
	津田 孝子	大網白里市食生活改善協議会会長
	秋葉 京子	大網白里市保健推進員代表者
公募より選出された 市民の代表者	齋藤 勝	市民代表
	黒木 直司	市民代表
各種団体関係者	梶 秀文	大網白里市区長会会長
	小川原 元春	大網白里市老人クラブ連合会副会長
	山田 繁子	大網白里市ボランティア連絡協議会副会長
	八角 栄子	大網白里市子ども会育成連絡協議会会長
	安川 博章	大網白里市商工会理事

3. 策定経過

日付	事項	内容
平成 29 (2017) 年 7月 10日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・ 今後のスケジュールについて ・ 市民アンケート調査について
7月 28日	第 1 回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・ 今後のスケジュールについて ・ 作業部会への付託について ・ 市民アンケート調査について
7月 28日	第 1 回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・ 今後のスケジュールについて ・ 作業部会への付託について ・ 市民アンケート調査について
8月 23日 ～9月 15日	市民アンケート調査 ・ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 歳以上の市民 2,000 人を対象に、地域福祉に関するアンケート調査を実施
9月 28日 ～11月 7日	関係団体アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で活動している N P O 等 1 0 団体を対象にアンケート調査及び 5 団体を対象にヒアリング調査を実施
10月 25日	第 2 回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画事業評価について ・ 市民アンケート調査結果について ・ 地域福祉計画骨子案について ・ 地域福祉座談会について
11月 7日	第 2 回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画事業評価について ・ 本市の地域福祉を取り巻く状況について ・ 市民アンケート調査結果について ・ 団体アンケート・ヒアリング調査結果について ・ 市の地域福祉に係る課題について ・ 地域福祉座談会について
11月 13日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画事業評価について ・ 本市の地域福祉を取り巻く状況について ・ 市民アンケート調査結果について
12月 4日	第 3 回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉座談会について ・ 施策体系について
12月 6日 ～12月 14日	地域福祉座談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内 5 地区において、ワークショップ形式で地域福祉に関する意見交換を実施

日付	事項	内容
12月26日	第4回庁内作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域福祉に係る課題のまとめ ・基本理念について ・基本目標及び施策体系について ・今後のスケジュールについて
平成30 (2018)年 1月16日	第3回庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
1月29日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(素案)について ・地域福祉活動計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
2月16日 ～3月2日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(素案)に対する市民意見の募集
3月23日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(案)について ・地域福祉活動計画(案)について

4. 用語解説

	用語	内容
あ	NPO	民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。地域などにおいて営利を目的とせずにさまざまな社会的・公益的な活動を行う団体。
か	協働	住民、団体、企業、行政など異なる性質のあらゆる主体が、同じ目標を共有し、対等の立場でそれぞれの特性を活かして、課題解決に取り組むこと。
	個人情報保護条例	個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業所等に対し、個人情報の取り扱い方法を定めた条例。
さ	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識・連帯感に基づき、主に区・自治会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
	社会福祉協議会	地域住民やボランティア団体、社会福祉施設など、地域の福祉関係者と協力して、さまざまな福祉の問題解決をめざす民間の非営利団体。
	食育	食材の特徴や調理法から、地域の食文化まで、食に関するさまざまな知識を学ぶことで、人間形成や地域への愛着の増進等をめざす教育的活動。
	成年後見制度	障がいや認知症などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、援助を行う制度。
た	中核地域生活支援センター	子ども、障がい者、高齢者の誰もが、ありのままにその人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的とした団体。
な	ニート	NEET（Not in Employment, Education or Training）のことで、就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人を指す造語。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人

	用語	内容
は	パブリックコメント	公的機関が規則などを定める際に、広く市民に意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政をめざす手続き。
	バリアフリー	高齢者や障がい者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。段差等の物理的な障害のほか、障がいのある方の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。
	ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたい人、援助したい人が会員となり、互いに助け合う会員組織。
	避難行動要支援者	障がい者や高齢者などで災害時に避難誘導などの支援が必要な人。
	福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
ま	民生委員児童委員	民生委員は、地域福祉向上のために民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、行政や社会福祉協議会への協力を行うこととされている。
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等に合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境情報等の設計（デザイン）。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

こすもすプラン

第5次大網白里市地域福祉活動計画

発行年月 平成30年3月

発行 社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会

編集 社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会

〒299-3251 大網白里市大網131番地2・133番地合併1

TEL 0475-72-1995

FAX 0475-72-1996

